

# 平成28年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 平成28年6月7日(火)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。6番 柳田裕平君、7番 伊藤秋雄君を指名いたします。  
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。1番 村井剛君

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。  
去る6月1日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案は、条例の一部改正2件、平成28年度補正予算関係3件、承認は条例の一部改正の専決処分案件が2件、報告は繰越明許費繰越計算書2件であります。また陳情は2件で、一般質問者は7名となっております。  
次に、平成28年度の議員派遣につきましては、議員視察研修及び関東地区八郎潟町ふるさと会が6月17日から18日、所沢市と東京都で行われます。また南秋田郡の議員大会が7月26日八郎潟町で、また県の議員研修会が8月1日秋田市でそれぞれ開催されます。  
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案承認、そして陳情について各常任委員会に付託することにしております。  
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。  
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は、皆さんに配付いたしました資料のとおり、本日から10日までの4日間で行うことといたします。よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 三戸留吉 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日7日から10日までの4日間と決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、本日から10日までの4日間と決定いたします。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、諸般報告に入ります。始めに議長の諸般報告です。この報告は、平成28年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取りはからってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。次に、各組合議会の諸般報告に入ります。各広域組合議会の状況・課題等について、関係議員から報告いただきます。  
始めに、八郎潟町・井川町衛生処理組合議員からの報告をお願いいたします。

6番 柳田裕平 おはようございます。私から、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会のご報告をいたします。  
平成28年3月24日八郎潟町保健センターに於いて、平成28年第1回八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会定例会が開催されました。本定例会では、平成27年度一般会計補正予算案、平成28年度一般会計予算案についての審議と議長選挙を行っております。

議案第1号は、平成27年度一般会計補正予算(2号)で、歳入歳出でそれぞれ10万円を減額するもので、要因は、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が当初見込みを下回ったことによるもので、歳入では使用料を、歳出では消耗薬剤費を減額し、歳入歳出の総額を3,027万5千円としております。

議案第2号は、平成28年度一般会計予算についてであります。歳入歳出で2,424万3千円の予算で、対前年比612万円の減額となりました。主な要因は、人件費と処理施設の設備・機器整備費の減額であります。

歳入では、分担金及び負担金が2,043万2千円で歳出減額により868万1千円の減額、施設使用料がし尿及び浄化槽汚泥の減少により、100万9千円で23万8千円の減額であります。

歳出では、議会費が45万9千円で施設視察研修の実施により24万1千円の増額、総務費が1,096万円で再任用職員を非常勤職員としたことにより322万5千円の減額、衛生費が1,182万4千円で毎年度実施している施設の経年劣化及び延命化対策の設備・機器整備事業の整備箇所が比較的安価で対応できることから313万5千円の減額であります。

また、井川町選出の組合議員改選に伴う議長選挙の結果については、満場一致で井川町議会議員の草階廣治氏が当選されております。

以上でございます。

議長 三戸留吉 次に、八郎湖周辺清掃事務組合議員からの報告をお願いします。

4番 石井清人 八郎湖周辺清掃事務組合議会の内容を報告いたします。

去る3月23日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて3月定例会が開催されました。議案は、平成28年度一般会計予算について、であります。当初予算の歳入歳出総額は6億2,697万5千円であります。前年と比較して金額で324万3千円、比率で0.5パーセントの減であります。

クリーンセンターは故障で休むことがあれば大変な事態になることから、計画修繕を毎年行っています。予算の主なものとして、燃焼室耐火物更新に4,480万円、沈降灰コンベア更新に1,510万円、排ガス循環送風機・二次送風機ダクト更新に1,940万円、混練機・処理物搬送コンベア更新に3,830万円、破砕物搬送コンベアチェーン・レール更新に1,240万円など、修繕料に総額1億4,337万円を計上しております。

この予算案に関して、議会から計画修繕の際休業があるのか確認したところ「計画修繕の際には、組合市町村のごみ収集業務に支障のないようにいたします。」と回答がありました。

全会一致で原案通り可決いたしました。

以上が、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告であります。

議長 三戸留吉 最後に、湖東地区行政一部事務組合議員からの報告をお願いします。

2番 畠山金美 それでは私の方から、湖東地区行政一部事務組合の報告をさせていただきます。

平成28年3月23日、湖東地区消防本部会議室におきまして、前回の議長選挙で選出されました、金議長のもと、28年度第1回議会定例会が開かれております。

消防長の報告では、昨年1年間の災害発生状況について、4件の火災発生により死者2名、損害額は757万1千円となっていることから、今後さらに住宅火災警報器の設置にむけての一般家庭の予防査察、警戒活動などを積極的に行い、職員一丸となって地域住民の安心・安全を守っていくとの方針であります。

また、救急活動は、潟上市436件、井川町198件、八郎潟町291件、内ドクターヘリは19件の要請があり、搬送人員829名となっており、昨年より出動件数で37件、搬送人員で32名の減少となっております。救助出動は22件の内、実活動2件で2名の救出実績がありました。

斎場の使用状況ですが、456件の使用があり、昨年比で35人の増加、うち組合区域外の使用が129件となっております。

議案での、平成28年度一般会計予算については、その予算規模は、歳入、歳出ともに5億7,949万3千円となり、前年度対比4,929万6千円、7.84%減となっております。これら歳出に見合う財源、歳入については、歳入全体の98.57%を占める組合構成市町よりの分担金及び負担金5億7,102万4千円を計上しており、前年度対比2,441万1千円4.46%の分担金及び負担金の増となりました。

なお、消防費の中での消防施設費では、八郎瀉分署改修工事に1,468万1千円が計上されており、築20年になることから、外壁、屋根のさび、冷暖房や給排水設備の補修や玄関へのスロープやバリアフリー化の改修を見込んでいたこととありました。

慎重審議の結果、全会一致で可決承認されております。

以上で、湖東地区行政一部事務組合の報告を終わります。

議長 三戸留吉 以上で、各組合議会の報告を終わります。  
以上で、諸般報告を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 おはようございます。  
(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより、町長の行政報告に対する質問をおこないます。なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるようお願いいたします。また、一人一問程度で簡潔にお願いします。質問のある方は挙手をしてください。  
はい、9番 菊地君

9番 菊地文人 2ページのシニア活躍支援事業に関してですけれども、コーディネーターもう1名確保する予定とありますけれども、これにつきまして質問したいんですが、いつ頃の採用予定なのかと、町からの条件そして選考の基準、それから町内外問わないか等お伺いします。

副町長 千田清 今後もう一人のコーディネーター・事務局をお願いしてるのは、7月1日から予定しております。条件については1時間あたり千円をお願いしております。それから社会保険等も加入させるということになっております。この人については公募ではなくて、私の方から依頼しております。簡単ですが以上です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 4ページの町内清掃ですけれども、県道と歩道の間に縁石があります。縁石の脇に雑草が非常に生えてくるわけです。町内清掃の時はまだそんなに生えてこないのですが、それが終わりますと草がボウボウになるわけです。これについて県が管理するものであれば、除草剤を蒔くことができないかどうか、県に要望することができないかどうか、お伺いしたいと思います。

建設課長 吉田久壽 只今の質問ですけれども、県の管理ですけれども、草刈等も県でやっておりますので、除草剤の散布についてもお願いしたいと思います。

議長 三戸留吉 他にありませんか。なければこれにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第5、議案第28号から、日程第12、陳情までの、議案5件、承認2件、陳情2件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします、議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。  
会議日程資料の7ページをご覧ください。  
議案第28号 八郎瀉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

職員の病気休職の期間につきましては、地方公務員法第28条第3項の規程に基づき、自治体条例で定めることとなっており、本町では本条例でその休職期間を2年と規定しているところです。しかし、他団体では休職期間を3年としており、他団体と異なる期間を設定する特段の理由がないことから、その期間を2年から3年に改正するものであります。

資料 9 ページ

議案第 29 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことにより、所要の規定の整備を行うものであります。改正内容につきましては、第 11 条第 1 項中「前 3 条」を「第 7 条から第 9 条まで」と改めたものであります。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

議案第 30 号 平成 28 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 1 号）について

1 ページ、歳入歳出に、それぞれ 6,363 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 29 億 6,551 万 9 千円としております。

8・9 ページ、歳入の主なものは、国庫支出金、総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金に、個人番号カード交付事業費補助金 148 万 5 千円を追加しております。これは、マイナンバーの通知カード・個人番号カード関連事務の委任に伴うものであります。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金に、臨時福祉給付金給付事業費補助金 450 万円、同事務費補助金 290 万 4 千円を追加しております。これは、平成 26 年 4 月の消費税引き上げによる影響を緩和するための給付金及び事務費に伴うものであります。

また、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金 306 万円につきましては、所得の少ない障害者基礎年金受給者などを対象とした給付金に伴うものであります。

農林水産業費国庫補助金、農業費補助金に、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金 295 万 5 千円を追加しております。これは、新たに借り受ける農地または既存の経営農地において、収益力向上を目指す担い手に対する補助金に係るものであります。

また、農地耕作条件改善事業補助金 1,956 万 8 千円は、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、すでに区画が整備されている農地の畦畔除去などによる区画拡大や、暗渠排水整備に対する補助金に係るものであります。

教育費国庫補助金、保健体育費補助金には、社会体育施設耐震化事業補助金 1,506 万 1 千円を追加しております。これは、町民体育館耐震補強工事及び同工事監理業務委託に係るものであります。

県支出金、農林水産業費県補助金、農業費補助金には、農業経営発展加速化支援事業費補助金 530 万円を追加しております。これは、農業法人等が、規模拡大や複合化など経営のステップアップに向けた「攻めの経営発展計画」の実現に向けた取組に対する補助金に係るものであります。

10・11 ページ、諸収入、雑入、自治総合センターコミュニティ助成金 219 万 9 千円の追加は、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に対する一般社団法人自治総合センターの助成金であります。

町債、教育債、過疎対策事業債の町民体育館耐震補強事業債を 1,510 万円減額しております。これは、先ほど説明いたしました社会体育施設耐震化事業補助金の追加によるものであります。

なお、8・9 ページ、前年度繰越金につきましては、2,144 万 3 千円を追加しております。

次に 12・13 ページ、歳出の主なものは、総務費、総務管理費、財産管理費、工事請負費に、創作館跡地整地工事 50 万円を追加しております。これは、高岡コミュニティ推進協議会からの要望により、旧農家高齢者創作館跡地を砂利敷きで整地するものであります。

自治振興費、負担金補助及び交付金に、自治総合センターコミュニティ助成金 220 万 7 千円を追加しております。これは、歳入でもご説明いたしましたが、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に対する助成金で、町内会に対し、集会用テント 10 棟分、物置倉庫 2 棟分を支給するものであります。

戸籍住民基本台帳費、負担金補助及び交付金に、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 148 万 5 千円を追加しております。これは、マイナンバーの通知カード・個人番号カード関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構への交付金であり、財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

14・15 ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、委託料にシステム改修委託料 164 万 7 千円、負担金補助及び交付金に臨時福祉給付金 450 万円を追加しております。これは、平成 26 年 4 月の消費税引き上げによる影響を緩和するための給付事務に係るシステム改修委託料及び給付金であります。給付対象者は、主に町民税均等割が課税されていない方などで、給付額は 1 人当たり 3 千円で、1,500 人分を見込んでおります。

また、年金生活者等支援臨時福祉給付金306万円の追加は、先ほどの臨時福祉給付金の対象者のうち、障害者基礎年金または遺族基礎年金を受給している方などへの給付金で、給付額は1人当たり3万円で、102人分を見込んでおります。

なお、職員手当等、共済費、賃金、需用費、役務費など、給付事務に係る経費につきましても追加しております。いずれも財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

16・17ページ、農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金に、農業経営発展加速化支援事業費補助金618万3千円を追加しております。これは、地域農業を牽引する力強い経営体として発展していけるよう、農業法人1法人に対する農業機械の導入を支援するものであります。補助率は県が2分の1で530万円、町が12分の1で88万3千円となっております。

また、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金には、295万5千円を追加しております。これは、新たに借り受ける農地または既存の経営農地において、収益力向上を目指す担い手に対し補助するものであります。補助額は10アール当たり5万円以内で、取組面積591アールを見込んだものであります。

農地耕作条件改善事業補助金1,956万8千円の追加は、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、すでに区画が整備されている農地の畦畔除去などによる区画拡大や、暗渠排水整備に対し補助するものであります。補助額は、区画拡大については10アール当たり10万円で、取組面積約720アール、暗渠排水については10アール当たり15万円で、取組面積約830アールを見込んだものであります。いずれも財源につきましては全額国庫支出金で賄われるものであります。

農地費、負担金補助及び交付金に戸村地区ため池等整備事業費負担金585万6千円を追加しております。これは、県営土地改良事業に対する町割合4パーセントの負担金で、戸村土地改良区が管理する上横止頭首工の修繕事業に対するものであります。同修繕事業は、平成27年度に事業採択、完了を平成31年度としております。

18・19ページ、商工費、観光費、工事請負費に南面岡公園記念碑修繕工事102万円を追加しております。これは、三倉鼻地区の南面岡公園に設置されている芭蕉句碑が、土台のひび割れにより倒壊する危険性があることから修繕工事を実施するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路維持舗装費、工事請負費に町道・下水路整備工事1,045万5千円を追加しております。これは、町内会からの要望による町道の横断側溝3カ所の修繕工事をはじめ、町道中羽立東線及び町道上沖谷地屋根下1号線の2路線につきましても側溝改修工事を実施するものであります。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、22・23ページ「給与費明細書」に記載しており、特別職が82万8千円の減額、一般職が37万1千円の増額となっております。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

### 議案第31号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

25ページ、歳入歳出に、それぞれ13万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億847万2千円としております。

28・29ページ、歳入には、前年度繰越金に13万4千円を追加しております。

歳出の、地域支援事業費、包括的支援予防事業・任意事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、需用費、修繕料13万4千円の追加は、公用車の車検に伴うものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

### 議案第32号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について

30ページ、収益的支出に339万円を追加し、総額を1億4,772万円としております。

31ページ、資本的支出に813万3千円を追加し、総額を2億1,145万2千円としております。

33・34ページ、収益的支出の委託料に175万円を追加しております。これは、耐用年数を超過した送水管などの更新へ向けた基礎調査委託及び整備計画の作成委託に係るものであります。

修繕料には164万円を追加しております。これは、浦大町字塞ノ神地内及び字大道地内の給水管布設替に係るものであります。

資本的支出の委託料に49万7千円を追加しております。これは、真坂字鳥屋崎地内

の配水管布設工事に係る設計業務委託料であります。

工事請負費 763万6千円の追加は、委託料にてご説明いたしました真坂字鳥屋崎地内の配水管布設工事及び字一日市地内の配水管布設工事を実施するものであります。

以上が上水道特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、承認についてであります。

資料1 1ページ

承認第1号 八郎瀧町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて  
地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、八郎瀧町町税条例等の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、平成29年度からの自動車取得税廃止に伴う軽自動車の所有者への種別割の税率、環境性能割による課税、賦課期日及び納期の規定の整備等であり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したもので、これについて議会の承認を求めるものであります。

資料5 7ページ

承認第2号 八郎瀧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、八郎瀧町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円に引き上げるとともに、減額の基準を改めることとした等であり、議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したもので、これについて議会の承認を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、何卒、ご可決・ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉

これより、議案等に対する質疑を行います。

始めに、日程第5、議案第28号 八郎瀧町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、3番 金一義君

3番 金一義

ただいま町長より説明ございましたけれども、今この改正はどういう意図をもって改正されたのか、それとこの3年の休暇を得るためには、休暇を要望される方がどういう形で要望されるのか、その為にはどなたが要望するのか、利用するためにはどういう形が必要なのか、そこら辺。

総務課長 小野良幸

ただいまの質問にお答えいたします。今回の一部条例改正の意図でございますが、前総務課長の休職に伴いまして、条例がどういう風になっているのかを確認したところでございます。きっかけはそういうことなんですけども、本条例の2年という規程につきましては、その当時、県の基準条例が3年になっておりまして、本町だけが2年という規程となっておりました。その理由が、記録残っているものございまして、他の自治体それから県の方にも照会しました結果、全て3年となっておりました。本町だけが2年となっておりましたので、この機会にということでも3年に改めたものでございます。それからこの休暇にあたりましては、病院の2名の医師から診断書を半年に1回いただく事にしております。それに基づいて町で決定するものでございます。

3番 金一義

そうすれば3年間の休暇ということは、首長さんが認めればということでしょうけども、その場合の身分と給与の対応はどういう形になるのか、それともう一つ3年でその病気が改善なされない場合は、自然退職なさるのか、そこら辺どうなるのか。

総務課長 小野良幸

身分につきましては、現況と同じでございます。給与に関しましては、この条例ではなくて一般職の給与に関する条例がございまして、その第19条第3項の方に、休職期間1年間に関しては現状どおり、2年目以降については規程しておりませんので、無いということになります。

休職期間が3年に改まりますので、その後の規程については保障する条例等ございませんので、退職ということになると思っております。

3番 金一義

そうすると病名ですけども、例えば伝染病、結核とか、癌とか色々な病気ありますけ

れども、病名なども条例の中にうたっているものではないでしょうか。例えば結核の場合は別扱いなのか、それとも脳梗塞とかはどのような対応するのか、そこら辺がきちんと謳われているのか。

総務課長 小野良幸 説明不足でしたが、一般職の職員の給与に関する条例の中には、第19条第2項に、結核性罹患の場合につきましては休職期間が満2年に達するまでは80/100を支給することができる、という風に規程しております。それから順番が逆になりましたが、第1項のほうには、公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷しもしくは疾病にかかった場合、これはあくまでも公務上ということなんですけれども、その場合に関しては、その休職の期間というのはその事由に該当している間、という風に規程してございます。冒頭に説明致しました給与の1年間というのは、その他の心身の故障という風になってございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 この例規集、前にも話したけれども探しにくいので見出し付けるとかしてもらわないと、いま急に言われても見れないので要望しておきます。

先程、金議員が言ったように、疾病の種類は特定されないということですね。前は疾病の種類というのが特定されて、それが2年間であったけれども、医者からの証明があると疾病の種類は特定されないということですね。

総務課長 小野良幸 そのとおりでございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 もう一つなんですけど、この条例の改正の中に他団体とあります。これは自治体じゃなくて他団体といった場合、どういう団体を指しているんですか。

総務課長 小野良幸 今回確認した団体で他団体と表記したわけですが、県・秋田市・近隣市町村に確認してございます。

5番 加藤千代美 細かいけれども、他団体と他の自治体とでは意味が違うのでは。

総務課長 小野良幸 ご指摘のとおり細かく分類するとすれば、そういうことになろうかと思っておりますけれども、今回確認したした県・秋田市・近隣市町村を指しまして、こういった表現にしました。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
質疑なしと認めます。よって議案第28号についての質疑を終わります。  
次に、日程第6、議案第29号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第29号についての質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第30号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、4番 石井清人君

4番 石井清人 4番 石井です。補正予算書19ページ、南面岡公園記念碑修繕工事ですけども、これは町長の説明で、芭蕉句ということですけども、今回転倒の危険性あるということですから修繕必要なんですけども、私の感想なんですけども、修繕ということですがこの際に移築したらどうかという気もするんですけども、というのは昔のことになるんですけども、芭蕉句の上には行在所があって小さなほこらがあったんです。ほこらの中には明治天皇の肖像画が飾ってあったんですけども、地域の方から人も来ないし荒れてきてるし、整備して欲しいということでお祓いして撤去したことがあります。これは30年も前の話です。あれから30年過ぎて益々人も来なくて荒れてきてるので、そうすればこの芭蕉の句まで人が行くのかなと思えば、多分ないかなという想像もするんですよ。ですからこの際に、子規の句とかヤンセン博士の記念碑ある辺りまで移築した方が町民

の目にも届くし、歴史好きの人はこちらにも来るんでないかなと思うので、この際そうした方がいいという、これ私の感想ですから、ということで述べておきます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 予算書17ページ、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金、これは当初予算策定の段階でやる気のある農家の募集をとったものですか。これは今急に出てくるものではなくて、当初予算を策定する段階で住民に周知させる必要があったのではないですか。

この中身というのは新しく農地を借り入れる人、積極的に新しいものに取り組む人、そういう人がいれば予算がつくという内容でしょう。その辺はどうですか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えしたいと思います。この中山間地域等担い手収益力向上支援事業についてでございますが、議員さんご指摘のとおり、この件に関しては当初予算の関係はございません。年度末の状況ではございましたが、事前に事業要望のあった方からのご要望によりまして、この事業についての予算要求をいたしております。

5番 加藤千代美 私の聞いているのは違いますよ。事業要望があったからということは、前にこういう事業が国・県で示されていたものを忘れていたんじゃないの。それで後から気がついた人が要望したから今回補正予算に出したんじゃないですか。

産業課長 加藤貞憲 ご質問の件でございますが、忘れていたということではございません。この件につきましては、米の場合でも対象になるということではございますが、これに関してはソフト事業の部分でございまして、ご要望ありませんでした。

それと収益力向上計画の作成をその事業主体が行います。また、経営転換を図らなければいけないので、例えば一般の農家については、非常にハードルが高すぎます。いわゆるこの計画に関しましては、法人等が該当するような案件でございますので個別にお話しさせていただいております。

5番 加藤千代美 これはハードルが高いかどうかというのは農家が判断するのであって、これは10アールあたり5万円と非常に大きい内容ですよ。それについて充分説明なされた上で、そういう結果がでたのですか。

産業課長 加藤貞憲 10アールあたり5万円ということですが、あくまでも補助率は5万円以内ということで、この要望計画及び実績において5万円に到達しなければ、それ以下の金額ということになります。

5番 加藤千代美 マイナス面じゃなくて積極的にそれが達成できるように指導するのが行政でしょ。あなたのそれ聞いていると、その目標を達成しなければ下がりますよ、ということだけで達成しうるように行政が湖東農協とかその他の機関と協力しながら要望農家があったのであれば、それを指導していくのが行政の役割でないの。

もう一つなんです、農地耕作条件改善事業補助金、これ以前まで暗渠排水とか畦ハンを除去した場合に10万円、15万円の補助金出たわけですね。いま聞くとおころによればある一定の面積が確定している個人であれば対象になるのかならないのか、もしくは個人の面積が小さくともその個人を主体として団体を組んだ場合に、申請すると補助金の対象になるのかどうか、その辺を。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えいたします。今回のこの事業についてでございますが、これは農地中間管理事業に依りまして集約された面積に対して今回事業要望をいたしております。

国の考え方でございますが、今後10年間で農地の8割を集約、進めていくということの考えであります。この集約を進めるにあたっては、農地中間管理事業が大きな役割を果たしております。今後ともこの事業を進めるために、今回農地耕作条件につきましては、農地中間管理事業の該当した農地について、今回事業実施する予定となっております。

5番 加藤千代美 私が集めた情報の中では、いわゆる10町歩以上の面積のあるものについては、秋以降畦ハン等暗渠については補助金が出るという情報いただいております。ここに書いて



あるとおり、確かに農地を集約するために中間管理機構を通さなければこの事業はできませんよと言っているんですが、そういう情報があるので今の事を確かめてます。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問ですけれども、私どもは今現在そのお話は何っておりません。

議長 三戸留吉 他に、はい、11番

11番 近藤美喜雄 ちょっと教えてください。詳しくは総務委員会で検討されると思いますけれども、13ページの庁舎建設の関係ですけれども、これ我々明確なところわからないので教えていただきたいんですけれども、職員の中で今まで検討されてきたようにも聞いておりますが、どの程度検討されてそれがどういう方向で今まとまってきているものやら、どの段階でこの新しい委員会の方へ委託なるのか、ここら辺。

例えばおおよざっぱには職員間でほしい目安をつけたよ、ということで細かい点に入るという意味なのか。全くゼロからの検討なのか。そこら辺ちょっと教えていただきたいなと思います。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問にお答えいたします。昨年、職員のワーキングチームを立ち上げてございます。その中で「検討企画報告書」というのがあがってきております。その中では、庁舎の位置、おおよその庁舎敷地面積、それから他の機能を一緒にすればいいのではないかとといったことにも触れられております。おおまかな庁舎の建物の構造・設備などにも触れております。

今年度立ち上げました又新たな新庁舎のプロジェクト委員、別職員で構成しておりますが、昨年度のこれらの概要を見つけまして更に色々な意見を踏まえまして、昨年の素案に対してそれでいいのか、もっと改善するところはないのか、場所につきましてもそれでいいのか、といったことを検討いたしまして、役場職員としての素案を作ります。

それに対して今回補正予算にあげました「検討審議会」これは町民の皆さまを想定してございますが、そこに諮りまして更なる審議をお願いして決めていきたいという考え方でございます。

11番 近藤美喜雄 何となく聞いてるところもありますしモヤモヤしたところもあります。というのは基本的に面積とか、あるいは今の現庁舎の南側とか、色々具体的な話も出ています。それから木造とか、木造じゃなくてやはり保守的なことを考えれば鉄筋コンクリートだとか、具体的な話も出ておりますけれども、いわゆるそれを踏まえた検討ということで解釈してよろしいのか。

それからもう1点、その検討委員会では、例えば専門的な知識を持った人たちが入るのか、例えば建築士・設計士的な人たちが入る検討がされているのか、極端に言えば我々みたいな素人、一般の人で構成されているのか、そこら辺の2点について。

総務課長 小野良幸 この庁舎建設検討審議会に諮る時には、ある程度具体的な形でお示ししたいと、それに基づきまして審議をしていただきたいと思っております。

あと専門的な方ということなんですけれども、現職の設計士とかでは問題がありますので、過去に建設関係に携わった、一般の方よりはある程度建設関係に詳しい方を委員にお願いしたいと考えております。

議長 三戸留吉 他にございせんか。はい、7番 伊藤君

7番 伊藤秋雄 委員会が違いますので、1つだけ質問いたします。

町民体育館の耐震のことですが、6月の6日から使用が禁止になっております。その後、工事に入ると思いますが、ほしい何月頃までに工事が終了し使用できるのかを具体的にお願いします。

教育課長 村井健一 只今のご質問についてですけれども、入札は昨日おこなっております。このあと契約結びまして業者と詳細な工程を詰めていきます。工期につきましては9月いっぱい完成としております。

議長 三戸留吉 他にございせんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第30号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第31号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第31号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第32号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について、質疑行います。質疑ありませんか。  
はい、3番 金君
- 3番 金一義 委員会が違いますのでお伺いします。この中で真坂鳥屋崎地内の配水管布設工事が予算化されておりますけれども、鳥屋崎地内というのは布設がほとんどなされていたのではないのでしょうか。この他にまた新たな住宅の造成か何かあったのですか。
- 建設課長 吉田久壽 配水管布設工事の鳥屋崎地区ですけれども、これ送水管から水を引いてるもので、送水管入れ替えの事業がこれから始まるということで、早めに切り替えするという事です。  
委託料については、国道の占有がありますので、設計委託するという事で検討しております。
- 3番 金一義 送水管を布設し直すということですか。簡単に言えば。
- 建設課長 吉田久壽 緊急管路改善事業が始まります。それと高岡地区の補助整備事業が始まりますので、まさにその中を送水管がはしっているの、布設代を補助整備が完了する前に計画しているの、それに先だって送水管から引いてる箇所については、引き回しするという事で検討しております。
- 議長 三戸留吉 他にございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって議案第32号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、承認第1号 八郎潟町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって承認第1号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、3番 金君
- 3番 金一義 専決専決とお話しされてますけれども、我々議員としては、その都度議会を開いてもらって、専決を無くしてもらいたい。町民の人方、議員の人方ただ遊んで何してるんだか、という感じで言われますので、やはり専決という文言はできるだけ無くするようにしていただきたいと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。
- 総務課長 小野良幸 只今のご質問ですが、今回の専決処分2件ございますが、告示が3月31日となっております。4月1日からの施行となっておりますので、専決処分をさせていただきます。どうかご理解をお願いいたします。
- 儀容 三戸留吉 他にございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。よって承認第2号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、陳情についてを上程します。お手元に配付しております陳情は、2件であります。提出された議案、承認並びに陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から、委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議は これをもって散会いたします。

(午前11時22分)

# 平成28年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 平成28年6月8日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。2番 畠山金美君からの欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

付託委員会の変更について、皆さまにお諮りいたします。一般質問に入る前に、議案に対する付託委員会の変更について、お諮りいたします。

教育民生常任委員会に付託となっております、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてですが、税条例の一部改正ということで付託委員会を総務産業常任委員会に変更したい旨、お諮りいたします。そのように取りはからってよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 よって、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、総務産業常任委員会に付託することにいたします。これより一般質問を行います。最初に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 おはようございます。質問に入る前に、4月14日午後9時26分、熊本県を震源地として大地震が相次いで発生しました。震度7が1回、震度6強が2回、震度6弱が3回、いまだに余震が続いております。死者49名、行方不明者1名、避難者が183, 882名、5月24日現在では、住宅の全壊が7, 996棟、半壊が17, 866棟、一部半壊が73, 035棟など多大な被害を被りました。亡くなられた方々には心からご冥福をお祈り申し上げます。

また不明者1名も1日も早く発見されますことを祈っております。また熊本県、大分県で被害に遭われた方々に対しても、1日でも早く元の生活に戻ることを願ひ私の質問に入らせていただきます。今回はしばらくぶりに1番の質問者の質問の許可をいただいたことに感謝し質問を行います。

今回は2問通告しておりますので、通告どおり質問いたします。なお町長が答弁できない場合は担当課長からの答弁をよろしくお願いいたします。それでは第1問に入ります。

災害弱者の避難対策と生活困窮者対策

26年12月に生活保護法の改定と合わせて生活困窮者自立支援法が制定され、27年4月から全国福祉事務所を設置する自治体で施行された事に伴い、本町でも災害弱者の避難計画個別計画を、全県でいち早く4市町村作成と、2月29日の魁で報道されていきました。

本町では早いスピードで人口減少・少子高齢化が進んでいることに伴い、高齢者世帯の増加が予測される。地域の繋がりは希薄になり、その影響を受け身近な商店街の店舗のシャッターは閉まり、空き家・空き地が増え、地域の魅力が低下、環境の悪化、年々生活困窮者も増え、失業者、多重債務者、引きこもり、高校中退者、障害複合的な課題を持つ人間関係の中で様々な困難を抱えている。

また5年目になる東日本大震災では、たくさん的高齢者、障害弱者や住民を巻き込んで、28年3月現在で死者15, 894人、行方不明者2, 561人の犠牲者をだしました。そして先程も言いましたが、今年4月14日に起きた熊本地震では、死者49人、行方不明者1人、千人以上の怪我人が出るなど大きな災害になりました。また33年経ちましたが、5月26日日本海中部地震では、本県だけでも83人が死亡した事は今も記憶に残っています。

そこで①として、本町では国が作成を義務付けている要支援者名簿は作成していると思うが、高齢者、障害者、寝たきり障害者など、要支援者は何人いるのかお伺いします。また併せて、各町内で一人一人の避難先、支援する人などをあらかじめ決めていく「個別計画」は作成しているのかお伺いします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。  
「八郎潟町地域防災計画」に基づき、災害が発生した場合における、要援護者の避難支

援に関して必要な事項を定めた「八郎潟町災害時要援護者避難計画」は、平成22年2月に策定されております。「災害が発生したときやその恐れがあるとき、支援が必要な方々に対して、情報の伝達や避難の手助けが、地域の中で速やかに且つ安全に行われるための仕組み」で、本人又は代理人からの申請による登録制となっております。

その中で、避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難である「援護される方」と、その方を「支援する方」に分けられております。

援護される方は、身体・知的・精神障害者、要介護3以上の要介護認定者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯等の方々で、対象者は65人となっております。

また、それを支援する方々は、民生児童委員や近隣住民、ボランティア等のうち同意を得た方で、1人の援護者に対し2人から3人で支援する体制をとります。支援者数は、172人となっております。

「個別計画」については、「災害時要援護者カード」として作成しております。この制度の登録の際に提出される申請書に基づき、町・民生児童委員・地域福祉協力員・町内会長で申請者宅を訪問し、緊急時の連絡先や支援者、掛かり付けの医療機関、避難予定場所等を聞き取り、確認しております。

7番 伊藤秋雄 答弁ありがとうございます。私のもう一つの質問に対して、例えば町内で一人一人の避難先、支援についてあらかじめ決めている個別計画は、どうなっているのか作成されておるのか、それについて答弁がなかったように感じますが、そこあたりお願いします。

町長 畠山菊夫 先程も答弁の中で、個別計画については、災害時要援護者カードとして作成しております。

7番 伊藤秋雄 魁では色々なことを書いております。例えば何区から何区の民生委員児童委員が、地域でこういう障害者がいる、高齢者がいるということ把握し、万が一の災害の時手助けする活動があるのかないのかお伺いします。

福祉課長 齊藤嘉生 只今のご質問にお答えいたします。そのような災害があった場合ですけれども、町としては、要援護者に関係する支援者や民生児童委員町内会長等へ連絡をしまして、要援護者に電話又は戸別訪問をしていただくようお願いします。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁の中にも172人登録者がいるということですが、そういった方々を援護する時、万が一何か事故があったり相手がケガをした場合の責任の度合いはどうなるのかと感じますが、そこ辺りはどうなってますか。

福祉課長 齊藤嘉生 只今のご質問にお答えいたします。支援者になる方に対しては、事前に責任を負うものではないということをお知らせしておりますので、特に何かあった場合の責任は、取る必要はありません。

7番 伊藤秋雄 次に②に移ります。災害時に高齢者や障害者、自力での避難ができない場合、役場、警察、消防、民生委員、児童委員、地域福祉協力員、社会福祉協議会、NPO法人、町内会等の避難連携体制の役割はどうなっているのか、答弁をよろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 災害が発生した場合、又はその恐れがある場合、町では要援護者の安全で円滑な避難を確保するため、避難準備情報や避難勧告又は避難指示を発令します。その際に、要援護者に関係する支援者や民生児童委員、町内会長等へ通報し、要援護者に電話や個別訪問等により、内容を伝達していただきます。それぞれ連携協力をとってもらいながら、「地域防災計画」に定めるところにより、避難誘導を実施、避難場所に収容することになります。

7番 伊藤秋雄 新聞で見ますと、災害前、自治体いわゆる消防、警察、民間の自主防災組織に名簿を提供できるとあるが、プライバシーが外部に漏れる懸念も表面化しているが、この点について本町では提供するものでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 只今のご質問にお答えいたします。1番最初に、対象者が申請書を出していただく際に、そのような個人情報公表することに関しまして同意をいただいております。その方々は、町関係部署、社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、自主防災組織、避難支援者、消防団、警察となっております。

7番 伊藤秋雄 いま色々な団体名ありましたが、町でも提出するのですか、名簿を、災害時に。こういう人がいるよと。

福祉課長 齊藤嘉生 そのような際は、提出いたします。同意を得ておりますので、提出することになります。

7番 伊藤秋雄 災害の時は、色々な団体も行くし、私たちも町内で何か手助けすることもあると思いますが、そういう時は私たち議員もボランティアすると思いますが、事前に提出あるのでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 同意の中にはボランティア団体という言葉はございませんが、そこら辺は臨機応変に対応したいと思います。

7番 伊藤秋雄 わかりました。それでは、災害が起きた場合、要支援者向けの設備、スタッフを揃えているとお伺いしましたが、どういう設備があるのか、どういうスタッフがいるのかも一度。各団体だけですか。  
例えば、寝たきりの人を連れて歩くとすれば、色々な器具を使ったりあると思いますが、車いすとかそういうの、あるのでしょうか。

総務課長 小野良幸 只今のご質問ですが、担架等については役場に1台はございます。災害の種類に応じて、全町的な災害になるとすれば当然不足になるわけでございます。地震、洪水等によっても事案構想が変わってきます。災害が起きた場合は、福祉施設等にも呼びかけをいたしまして、そういったものの提供ができるかどうかを呼びかけまして、それらを活用しながら重点的に避難を優先する場合に充てていきたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 このことについて、実は私も同級生が交通事故で寝たきりになっております。普通の人では連れて歩くことができません。そういったとき災害になれば消防関係の人が行くのか。それか民間のボランティアの人がいくのは無理でないかなと思いますが、いまは家の中ではバッテリー置いたり色々しております。万が一な事があれば大変ですので、そういうことがあれば誰かがそこへ駆け付けていくのか、そういうことを把握してるのでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 そこまでは把握してございません。ただその状況によりまして、消防もしくは警察、町内会で動ける人がまず一番先に対象者の方に対して訪問すると考えます。

7番 伊藤秋雄 その事に関連してですが、八郎潟にも寝たきりで動けない人がいると思います。そういうところも把握しておいた方がいいと思いますので要望しておきます。  
それでは③に移りたいと思います。第6次総合計画の中には、生活困窮者に対する支援とありますが、全国では生活保護受給者、稼働年齢層受給者の増加、生活保護受給者数は10年前と比較すると3倍強となっております。  
それで参考までにですが、15年度生活保護受給者数は1,344,327人、26年度3月では2,171,139人となっております。またその他世帯、高齢者、母子家庭、障害者などの世帯以外の世帯では、平成15年度84,941世帯、26年度3月28,003世帯。  
そこで本町では、生活保護受給者数は何人か、またその他世帯は何世帯か伺います。

町長 畠山菊夫 生活保護受給者数は、5月末現在で117人、83世帯となっております。失業や災害等によって無職・無収入・無資産となった世帯が、一時的に生活保護になる「その他世帯」は、該当する世帯がありませんでした。

生活困窮者に対する支援につきましては、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困っている方に対して、その悩みが深刻化若しくは複雑化する前に、実施主体である「秋田県中央福祉事務所」の支援員と連携をとりながら、生活困窮からの脱却や、生活保護にいたらないよう支援してまいります。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁では、世帯数はなかったという話がありましたが、この前、議長も運動会で独居老人が増えているということがありました。そういった高齢者は何人くらいおるのでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 一人暮らしの人数ですが、27年7月現在に遡りますが、この時は435人でした。

7番 伊藤秋雄 これは年々増えているものでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 そこまでは把握しておりません。

7番 伊藤秋雄 今後、生活保護受給者は増加していくと思われませんが、当局はどのような対策を考えているのかお伺いします。

総務課長 小野良幸 只今のご質問ですが、独居老人の方の経済的な施策ということでしょうか。  
町単独の施策ではございませんが、現在国の方で臨時福祉給付金、消費税引き上げに伴うものとして、26年度から給付金を実施しております。今年度も本定例会の方に予算を提出してございますが、3年目の臨時福祉給付金並びに、今回4月から始まっている低所得者への3万への給付金、そして今後、障害基礎年金等の方へ支給される3万円の給付金などがございます。

7番 伊藤秋雄 ということは、私いま聞いたのは、一人暮らしが435人ですか、そんなにいるということですが、当初予算にも出ております国からの補助金、生活保護支援臨時給付金3,060千円入っております。これ202人という説明ですが、そこ辺りの誤差はどう感じておりますか。

総務課長 小野良幸 その数字の誤差でございますが、今回の補正予算に計上されている対象者につきましては、障害基礎年金それから遺族年金受給者の方でございます。独居老人の方が全てそういった年金等を受給されているわけではございませんので、そういった方が誤差が生じてまいります。

7番 伊藤秋雄 それでは④番に入りたいと思います。その他困窮者、人間関係の構築がうまくいかず困窮状態に至るリスクを抱えている高校中退者、中高不登校者、ニート、引きこもりは何人いるのか、調査しているのか、また支援体制についてお伺いします。

町長 畠山菊夫 その他の困窮者や高校中退者、中高不登校者、ニート、引きこもりなどの調査については、中学校の不登校調査を除き、実施しておりません。中学校の不登校調査は、毎年行われるもので、本年度では現在のところ不登校者数は0人となっております。

7番 伊藤秋雄 今のところあまり調査していないということですが、例えばこういう生活困窮者に対して色んな支援事業があると思います。そういうプランの作成や専門の支援員、相談員は町に担当がおるのでしょうか。例えば困窮者が住むところなかったり、働くところがなかったり、色々と相談にくると思います。そんな時、町に担当がおるのかどうか。

福祉課長 齊藤嘉生 只今のご質問にお答えいたします。専門的な相談員は本町にはおりません。中央福祉事務所の支援員と連携しながら、困窮者自立支援制度を実施しているのが現状でございます。

ただし町にも相談に参りますので、その際はある程度の話は聞くのですが、深いところまで入っていくと相手も話しづらくなってきますので、やはり専門の方がいる福祉事務所さんの方をお願いしておるのが現状です。

7番 伊藤秋雄 参考までに秋田県のある自治体のことをお話しいたします。秋田県の最北端にある自治体は、人口3,684人、26年5月末現在です。社会福祉協議会が徹底して訪問調査した結果、18歳以上55歳未満の非就労者の引きこもり113人が確認された。そして同じ年代の人口1,293人のうち8.7%に相当する。

それが調査結果を受けて就労支援のための施設を開設すると共に、引きこもりの人を一般就労に結びつける組織を推進した結果が上がっています。今現在60人以上が引きこもりを脱し、35人以上が一般就労についているという実例がありますので、今後私たちの方でも、そういったこともあると思いますので、対策は必要ではないかと感じておりますので、いざそういうことが起きた場合、お互い四苦八苦するよりやはり色々な対策やら支援やらを考えている町村がいっぱいあります。そういった所も参考にしてもらえればありがたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、第2問に移りたいと思います。

第2問、幼稚園・保育園の将来の方向性について、お伺いいたします。

毎年4月に入ると幼・小・中の入学式の案内状が届きますが、近年は少子化により入学生があまりに少なく心が痛みます。4月8日八郎潟町立幼稚園の入学式に出席したら、なんと入園児が7名、ビックリしました。たぶん他の来賓者もここまで減少したかと驚いたと思います。今後、少子化により人口減少は進行すると思ひ、現在の幼稚園児・保育園児の数を調べてみました。

幼稚園は、3歳児7名、4歳児15名、5歳児22名。保育園では、3歳児15名、4歳児16名、5歳児12名でした。10年前は、幼稚園児3～5歳児が113人の時もありました。また参考までに、幼稚園の62年間の卒園児数を調べたら5,893人でした。少子化が進む事により子どもたちにとって切磋琢磨しながら集団生活を学ぶ面で、また幼児教育の面を考えてみても充実した環境が整えられるかどうか心配です。

国では平成24年6月26日衆議院本会議で、認定こども園法改正案、認定こども園を拡充する内容が可決されています。その後、認定こども園の数は平成26年4月1日時点では1,359件、都市部を中心に年々増えているそうです。また平成24年8月26日公布された、こども子育て関連3法では、認定こども園制度の改善を目指す動きがスタートしています。ちなみに県教育庁幼保推進課26年4月30日だよりでは、今回4園が認定こども園の仲間入りした中に、五城目町幼保連携認定こども園、もりやまこども園も入っていました。

そこで質問いたします。認定こども園の、主な認定基準は地域の実情に合わせてタイプが認められます。幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型こども園、地方裁量型こども園があります。平成25年9月定例会の一般質問に教育長は、保育園では幼保一体型認定こども園に向けて検討中であると答弁していました。しかし答弁の内容をみると、教育長の考えと保育園の考えは食い違っており平行線であり、町では方向性を固めてから再度保育園を交えて話し合う予定であると答えていました。その後、話し合いは進んでいるのか。進捗状況を具体的にお伺いします。また教育長は認定こども園の4タイプのうち、どのタイプが本町にあると思ひますか。

教育長 江島廣

伊藤議員のご質問にお答えします。昨年度末、認定こども園について、町の課題等を持ち寄って前福祉課長と福祉課職員及び教育課職員が幼保推進課に相談に行っております。今年度、両方の園との話し合いはもっておりませんが、助言を受けた内容を精査し今後の2園の在り方について、福祉課と教育課、保育園とでの話し合いを再度計画的に持ちたいと考えているところです。

ご質問のどんなタイプが本町に合うのか、についてですが、認定こども園を考えるとしたら「幼保連携型認定こども園」に焦点を絞るべきと考えております。理由として、幼稚園型は現行幼稚園に保育所機能を持たせるもので、保育園がなくなることから非現実的と考えます。また保育所型は、現行保育園に幼稚園機能を持たせるもので、幼稚園教育への町関与がないので、これもまた非現実的と考えます。次に地方裁量型は、幼稚園・保育所いずれの認可も有しないもので、既に認可保育所・公立幼稚園がありますのでこれも非現実的と考えております。

結論からいまして、幼保連携型認定こども園ということになります。

7番 伊藤秋雄

私も25年9月でのある議員からの質問をみますと、教育委員会の方では幼保連携型を考えているのではないかなと感じております。そこで参考までですが、27年6月1日現在、17市町村で53園運営しています。その内容は私立42、公立11、また53園のうち幼保連携型43園、幼稚園型6園、保育型4園、こういう結果が入っております。

色々考えてみますと、私たちのところもそうならなければ子どもたちは良くなれないなど、少なくなっておるので大変でないかなと感じております。

そこで教育長にお聞きしますが、認定こども園のメリットとデメリットについてお伺いします。

教育長 江島廣

認定こども園についてのデメリットは、そんなに無いかと思ひます。いずれ認定こども園には基準というものがあまして、保育する方々が、保育士免許と幼稚園免許、両方を必要とする。普通であれば0歳から5歳までの3歳以上が幼稚園教育、それ以下が保育所教育みたいな形でお互いに先生方が両方みるという形、それくらいのものであまして、あとはデメリット的なことは無いかと、ただ本町で今の所足踏みしてるのは、法人と公立との兼ね合いということで、その所の問題の解決がありますので、そこを上手くお互いに進めていければと考えているところです。



7番 伊藤秋雄 一応私も認定こども園のメリット5つあります。デメリットは教育長さん言ったとおり本当に少ないです。待機児童も確実に入園できるわけではない、それから保育料が高くなったりすることもあるということで、恐らく五城目町も保育料が高くなったという話も聞いております。というのは延長保育、預かり保育、そういった関係でお金がかかるという話も聞いております。なんかやはりメリットの方がたくさんあるような感じしますので、いち早くやって欲しいような気がします。というのはやはり子どもたちも0歳から5歳までいる中で、上級生の子どもたちの行動をみたり、それなりに成長していくと思いますので早く考えてもらいたい。

ただ残念ながら私たちの場合は、幼稚園は町でやっております。保育園は民間でやっているとということが一つのネックだと感じておりますが、それもまた、やり方によってはできるのではないかとということで、その後でまた質問していきます。

それでは2番に移ります。第6次総合計画では、幼稚園と保育園との一元化を念頭に置いていますが、何年頃までに方向性を具体化するのかお伺いします。

教育長 江島廣 幼稚園と保育園の一元化については、併設小中学校、4年後平成32年度開設の見通しとなっておりますけど、その開校に合わせて幼稚園と保育園の方も進めていければと考えております。

7番 伊藤秋雄 恐らくそう出てくるのかなと思っております。平成32年度には校舎を併設型小中学校を開設するということがあります。その中で、第6次総合計画では学校給食共同調理場を建設ともあります。それで教育長は25年の9月の答弁では、保育園は給食があります。幼保連携型の認定こども園にしますと給食は必然的になければならないと答えております。いつ頃計画するのかお伺いします。ということは32年頃の計画というけれども、もっと前に計画しておかなければ、認定受けるってばすぐできるものですか。

教育長 江島廣 認定につきましては、いずれにしましても保育園との話し合いが煮詰まった段階ということになりますので、私の気持ちとしては32年度には一元化の形で進めたいと考えております。当然給食場もできますので、給食提供につきましても幼稚園と併せて、保育園も併せてという形になると思いますが、設置につきましては話し合いが決まれば以外と早く進むようになると考えております。

ただ場所離れていますので、両方2園を使いながら活動するとなると、認定こども園の場合には小さい子どもさんと大きい子どもさん方が週何回かは交流する時間を持たなければいけないわけで、そこ辺りも含めながら運用上の調整できればと考えてます。

7番 伊藤秋雄 私は、32年頃小学校が移るので、場所的にも幼保一体するには面積的にもいいかと感じております。また幼保一体型にすると、町が保育園に譲渡するのか、そこ辺りも出てくると思います。そこ辺り町の考えがしっかりしていなければできないと思いますがどうですか。

教育長 江島廣 ここで私の口から申し上げて良いかどうかわかりませんが、議員がおっしゃったような方向性になるかなと現在の所考えておりますが、ただ基本完全に譲渡して保育園さんの方に全てお任せするということには我々も懸念ありますので、特に幼稚園教育3・4・5歳につきましては、我々も関与していくという方向性でという考え方、そこがお互いの話し合いで上手くできれば良い形になるんじゃないかなと今のところ考えております。

7番 伊藤秋雄 恐らく、教育長さんもある議員さんに答弁したように、私もそれが一番いいかなとそう思います。そこで、時間も迫っておりますが、譲渡した場合、今度一番問題になるのは、幼稚園の先生方の待遇はどうなるのか、そこ辺りお伺いします。

教育長 江島廣 必然的にそういうことが出てきますので、当然お互いの話し合いの中でそういう面も進めていかなければならないんですけど、方法としましては正職員おりますので出向型にして幼稚園教育に関与していく方法など色々考えられるかと、話し合いの折り合いがつかない場合には、町の方に職員としてという形もあるかと思いますが、私はせっかく幼稚園の教員として現在働いてもらっているの、そちらの方に携われる仕事で進めればベストじゃないかなと考えております。

7番 伊藤秋雄 一つ五城目町の例を言いますと、一応全部法人にしたわけです。そうしたら職員たちで役場にいった職員もいるし、また幼保一体の保育園にいった人もおります。そうした中で職員の折り合いが合わなくて辞めたという職員もいるそうです。そうならないように本町もすばらしい幼保型を作ってもらえればと思います、そこら辺はどうでしょう。

教育長 江島廣 時間も迫っておりますので、次の質問にもありますけど、早い話、今考えているのが、「公私連携幼保連携型認定こども園」というのが最近考えられてきておまして、大仙市、仙北市辺りが進んでおるようでございます。そういうところを見据えて、場所は離れておりますが、二つの施設を使いながら、お互いに交流を深めながら、結果的には幼稚園教育に教育委員会も一定の関与をしながら、先生方にも頑張ってもらうような方向で、保育園側と話し合いを持っていきたいと今の所考えているところです。決定ではありません。

7番 伊藤秋雄 通告しているより先に質問が進んでおって恐縮しておりますが、第3問に入ります。本町では、平成27年3月の子ども子育て支援事業計画の中で、認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていくとあるが、移行や新たな設置について考えているのかお答えください。先程もでておりますので簡単をお願いします。

教育長 江島廣 今のご質問は福祉課が主かと思いますが、私の方から考えていることをお話しします。幼保連携型認定こども園は、地方公共団体の長が設置認可し指導監督を一体的に所管するとなっております。その際町の受け皿は、教育委員会ではなく町長部局となります。その上で教育委員会も一定の関与を行う仕組みとなっております。そして町と法人との間で、教育・保育に関する事項やその他詳細について協定を締結することとなるかと思えます。町の現状から本町に一番適したかたちの先程お話ししました「公私連携幼保連携型認定こども園」を見据えて進めたいと考えております。場所は離れていますが、幼稚園側の方、非常に良い施設でありまして、子どもにとっては非常に活動できる場所と考えますので、4年後の園児数からして、今ある幼稚園で4・5歳児は必ず確保できるだろうと、無理をすれば3歳児も収容可能かもしれませんが、今の段階では学級数ありますので、4歳5歳を幼稚園で、0歳児から3歳児までを保育園で教育・保育を行うようにすればよいのではと考えているところです。ただし週何日かは、園児たちの交流ができる時間を必要としますので、今後の話し合いの中で運用の仕方を煮詰めていきたいと思えます。

7番 伊藤秋雄 色々答弁ありがとうございます。私に与えられた時間もあと6分ちょっとですので、この後のことについても、また再質問していくと思えますので、よろしくをお願いします。我が町の子どもたちは宝ですので、良い教育を与えるためにも、いち早く幼保連携型こども園を作ってもらえれば、素晴らしいものができると思えますので、小学校側の方にも一つ目を向けながら、建物を建てたり給食センターも考えてるようですので、そこに教育が一体化していくと良い事だなと感じておりますので、そこ辺り検討しながら進めてもらえればありがたいと思っておりますので、よろしくおしいたします。

教育長 江島廣 いま議員がおっしゃる小学校の施設を使うということは考えておらないわけです。そこは老朽化しているために。それともう一つは、少子化が進んでいるために、小学校と中学校を一緒にするという考え方でありますので、そこを使うということになると相当の経費がかかることとなりますので、今あるところを上手く利用しながらということになります。

7番 伊藤秋雄 はい、わかりました。どうもありがとうございます。これで終わります。

議長 三戸留吉 これにて、7番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人 9番 菊地文人でございます。議長の発言の許可がありましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。今回は表題が4つということになってますし、また一問一答でお願いします。それではまず始めの第1問目、「ふるさと住民票」制度の創設を、ということで質問

させていただきます。

ある日の新聞朝刊の記事でございますけれども、ある自治体の取り組みが紹介されておりました。「ふるさと住民票」という記事でございます。これは昨年、一般社団法人「構想日本」が提唱し、地方自治法に基づかない自治体権限による自治事務の位置づけで、北海道・福島県・群馬県・埼玉県・香川県・鳥取県の6道県の9市町が賛同し、今年の2月下旬には鳥取県日野町が登録者に「ふるさと住民カード」を全国で初めて交付し、同制度の運用を開始したとの記事でありました。

日野町では、町外で暮らす町出身者の他に、ふるさと納税者など地元に関わりのある方々も対象として、登録者には町広報誌やお祭りイベント案内を送付し、町政策へのパブリックコメントの参加、町内公共施設の住民料金での利用を認めるなど、一定のサービスを受けられることを制度としている。当面は300名程度の登録を目指し、将来は対象を日野高校卒業生や町への通勤者にも広げると考えているとのことでありました。

町企画政策課長さんはコメントとして、「ふるさと住民票の制度を活用して、町にゆかりのある方々にこれまで以上に町への関心を持っていただくきっかけにしていきたい。そしてふるさと住民票は、新しい形での町外在住者と町との繋がりを強めて深める方法だ。ゆくゆくはUターンや孫ターンといった形で移住してもらえとうれしい」と期待を寄せている記事がありました。

この制度も地方創生の第一歩、移住・定住策の一つであるが、町当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫 菊地議員のご質問にお答えいたします。

ご提案の「ふるさと住民票」は、移住・定住に向けた取り組みの有効な一手段であると思っております。全国的には「ふるさとサポーター制度」を導入している自治体も数多くありますが、ふるさと住民票制度の特徴は、趣旨に賛同した全国の複数の自治体と一緒に取り組むことと、構想日本が事務局として関わることにより、波及効果が大きくなることだと言われています。

行政報告でも述べた総合戦略の具現化のための「シニア活躍支援組織設立準備室」の立ち上げ、また北都銀行との地域振興協定の今後の進捗状況を勘案しつつ、本制度の賛同自治体がまだ9市町に留まっている現況での導入の効果性も考慮し、今後制度導入に向けた検討を行います。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございます。先程9つの市と町が呼びかけに賛同したということでしたが、まだまだ賛同者が少ないのかなと思っております。恐らく構想日本の目的としましては、東日本大震災の関係で、この賛同者の中に福島県の飯舘村村長さんの名前があったということであれば、恐らくこういった形で少しでも故郷に戻って来てもらいたいということが根底にあったのかなと思っております。

目的としてはやはり故郷の気持ちを持って貢献していきたい、という風な考えを持つてるひとがたが、恐らく町内外にはたくさんいるんじゃないかなという風には思ってますし、ふるさと納税を行った人に向けての町づくりへの参加の機会などを設けたり、ふるさと納税の意義を高める目的もあるのかなと思っております。

県内の移住者ということで、魁新聞の記事がありましたので、ここで紹介しますけれども、2015年度に県外から本県に移住した人が、2月末で51世帯111名ということになっております。人口対策の「あきた未来総合戦略」県の目標15年度は60名でした。16年度は100名としておりましたので一応目標は達成した、という記事で載ってました。秋田市が一番多くということでしたけども、こちら周辺市町村も軒並み何名かは増えているという風な状況でございます。

それにプラスして、以前ご質問したと思いますが、移住と起業を一体とする「ドチャベン」といわれている事業ですけども、これは横手市と五城目町さんが移住の希望や起業のプランを募ったりして移住されてるということになっておりますので、ここ何回か私も移住定住策については、お話しをしているつもりです。ちなみに前回28年3月には、ゆるい住ということで福井県のお話しをさせていただきましたし、お試し居住ということ。それから27年9月ですけども、日本版のCCRC、そしてシングルペアレント受け入れ（ひとり親家庭）について、それから6月には地域おこし協力隊、26年9月には、小さな拠点づくり、25年6月には移住・定住促進事業の取り組みについて、ということでお話しをさせていただいております。

この中で一番まず可能性があるのは、恐らく地域おこし協力隊ではないかなと思っておりますけども、今現在、町当局の考え方、もしくは進行状況についてあればお知らせしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 地域おこし協力隊につきましては、前にも議員の皆さんから色んなご質問ありました。積極的に対策は講じていきたいと思っておりますけれども、今の所ははっきりした計画はございません。移住・定住に関しては色々先行している自治体もございますけれども、私どももシニア活躍支援組織準備室立ち上げましたので、そういう中でこれから対策を講じていきたいと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。この件に関しては過去様々に話をしているわけですが、これからも必要な時がくれば、またそういった取り組みが参考になるようなお話し、提案をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして表題の2つ目に入ります。

町民の生命・財産を守るための地震対策補助事業を、ということで質問させていただきます。

大地震の際に起こる通電火災や家具転倒による圧死・負傷から住民の生命・財産を守るため、今年度から「感震ブレーカー」地震の震度を感知するブレーカーと思ひますけれども、その設置費用の補助事業をスタートさせると共に、従来の家具転倒防止対策事業の補助対象を大幅に拡大した自治体の取り組みを紹介している新聞記事がありました。

通電火災は大地震による停電が復旧して再び電気が通じた際に、倒れていた電気ストーブなどの家電や断線したコードなどが火元となって起きる火災であります。電気機器のスイッチが入ったまま住民が避難してしまうケースが多いため、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも出火原因の多くが、通電火災だったと言われております。

感震ブレーカーは、センサーが震度5強の揺れを感知すると自動的に分電盤のブレーカーを作動させ通電を遮断するので、電気が復旧しても通電せず火災を防ぐことができます。

感震ブレーカーの工事費込みの設置費用を補助することができれば、個人負担も減るので設置しやすくなるのではないのでしょうか。

一方、家具転倒防止対策事業は、家具が地震で倒れないように器具で固定する器具及び作業費用を補助するサービスであります。対象家具は、和・洋ダンス、食器棚、本棚、冷蔵庫などが考えられます。

どちらの補助事業も、いつ起きるか分からない地震対策関係であるため、設置・施工費用補助を提案し、早期導入を推進するものでありますけれども、当局のお考えを伺ひます。

町長 畠山菊夫 大規模地震が発生するたびに、建物の倒壊、火災、家具類の転倒などで、人命・財産が失われております。特に近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30%から50%の人が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。また、東日本大震災や阪神・淡路大震災で発生した火災の60%が電気に起因する火災と言われております。

災害が発生した場合には、人命・財産を守り被害を最小限に抑え、迅速な復旧を図ることが、第一に求められます。そのために地域防災計画では「減災」の考え方、すなわち、災害時において発生し得る被害を想定し、最小化するための取り組みが重要となることから、「家具類の転倒防止」「感震ブレーカー」設置事業についても「減災」対策の一つとして捉え検討してまいります。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございました。今回また大きな地震が熊本でありまして、火災はあまり目立たなかったようであります。前回の3月の定例会の時に、消火栓スタンドパイプということで、地震の火災関係のものをお話ししておりますけれども、前回は火災が起きた場合という話で、今回は火災が起らないようにするための提案でございます、なるべくであれば町からの補助を出していただければ設置しやすいのではと思ひます。

これは静岡県藤枝市の例でございますけれども、工事費用は約3万円くらいということでした。市が設置の費用の2/3を補助するということでしたので、個人負担は1万円ほどということになってます。分電盤の関係でそれなりの工事が必要な場合は、そちらの方も補助の対象に含まれるということでしたので、そんなにべらぼうに高い金額ではないのではないかなと思ひます。

また家具転倒防止の関係のものも、やはり今までは補助の対象は高齢者のみの世帯であつたり、身障者の関係のものであつたということですが、16年度、今年度から中学生以下の児童生徒がいる世帯ということも追加したようでございます。個人で転倒防止対策用品は電気屋さんに行けば売つてるとは思ひますけれども、藤枝市の方では専

門の大工さんが下見をして、その家に合ったものを転倒しないようにということで工事をしているということでございました。

そういった関係で、町の大工さんの仕事も少し入ってくるので、そういったことも含めまして、こういう提案をしたつもりでございますので、どうかご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

では3つ目の質問に入らせていただきます。

図書館に「読書通帳」の導入を、ということで質問いたします。

全国の公立図書館で広がっている「読書通帳」をご存じでしょうか。読書通帳とは、読んだ本のタイトル・貸出日・定価などを記録できる手帳のことでございます。預金通帳に似た手帳を図書館で発行してもらい、それをATMのような器械に入れて、借りた本を印字してもらふ仕組みとなっております。子どもの読書離れが問題視される中、図書館によっては導入後の児童図書への貸し出しが2倍に増えたところもあるようです。通帳に記帳する仕組みを楽しみながら、読書意欲を高めようとする取り組みでもあります。

子どもたちの本に触れる機会を増やすことに成功している図書館側のメリットとしては、1. 本のタイトルや著作者が一覧となり、どれだけ本を読んだか可視化される

2. 本の金額がたまるので「これだけの金額の本を読んだ」という達成感が味わえる

3. 普段は触れない銀行通帳に似たものを自分で利用できる

4. 図書館によっては、借りた本の数に応じてご褒美ができる、となっております。

そして更に、読書を始めるきっかけは人それぞれだと思いますが、読書通帳は「おもしろそうだからやってみよう」という気持ちを向けさせる良いきっかけになっているようです。

国立教育政策研究所調査結果概要によれば、読書や読み聞かせの習慣は、子どもの学力を向上させる効果があると言われておりました。子どもだけでなく、親も一緒に楽しみながら読書できるはずで、また、子どもの頃からの読書習慣を大人になってからも続けるための「橋渡し役」として活用できるようになるのではないのでしょうか。町当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫

読書通帳につきましては承知しておりますが、行政報告でも報告したとおり、昨年5月のオープンから3月末までの図書館の利用状況は、学童保育を含めた来館者数が、101,161人。学童保育を除くと90,112人の来館者数でありました。貸出冊数が22,138冊となっております。平成27年度の見込みと比較すると、来館者数が7.5倍、貸出冊数が2.2倍に達し、順調な利用状況にあると言えます。

このようなことから、2年目となる今年度は、これまで以上に読書企画に取り組み、図書館の魅力アップに努めたいと考えており、今すぐの読書通帳の導入は、考えておりませんが、今後、時期を見定め読書通帳の導入についても検討していく必要があると考えています。

9番 菊地文人

ありがとうございます。貸出冊数2万2千冊くらいですか、それくらい本を借りている方がいるとことになれば、やはり自分で何を読んだのか記録になるものが読書通帳なのかなと思います。まあ器械だけが全てではありませんので、それぞれ様々なタイプがあるようです。

例えば、辞書タイプとか、自分で貸し出したものを自分で記入して、いつ何を読んだかというタイプのももありますし、またお薬手帳タイプといいまして、シールを貼っていくというようなもの、それで貸出記録が一目でわかるものもあります。

この器械を導入するとなれば予算的な問題もかなりありますけれども、以前は1台50万円くらいで非常に高価なものでございましたけれども、今は昨年11月くらいに発売されたもので、カウンターに置けるようなコンパクトサイズの低価格商品ということで、85万円くらいで通帳の記帳ができるようなタイプのものも発売されたようでございますので、是非考えてもらえればなと思っております。

またその通帳に対して一冊作るのにどれくらいかなれば、そんなに費用はかからないわけですが、数百円程度ということで伺っています。子どもたちには、やはり本を多く読んでもらいたいということもありますので、このような通帳のタイプのものを作ってもいいのかなと思っております。ある自治体では通帳を作るにあたってスポンサーを募りまして、地元の企業・会社等々から資金を集めましてそれで通帳を作って子どもたちに配付しているという風な自治体のやり方もあったようです。

前回スポンサー制度ということで、図書館に関して本を増やすためのお話もさせていただきましたので、来館者数、約3倍ということで、今日の魁新聞にも載ってましたけれども、また来てもらえるような素晴らしい図書館を目指してもらいたいなと思っております。

今回の質問をさせていただきましたので、どうかご検討をお願いしたいと思っております。  
それでは、表題の4つ目、町政運営総括と町長選について、ということでご質問させていただきます。

畠山町政に対する町長ご自身の総括についてでありますけれども、1つ目として、今日までの二期目4年間、駅前にぎわい創出など様々な施策を展開されてきた訳ですが、町政運営の評価、または評価できない点についてどのように捉え、考え、そして反省をされているのか伺います。

2つ目、この4年間、運営にあたった中で町の将来に向けた大きな課題と重点施策についての考え方についてお尋ねいたします。

3つ目、9月23日の任期満了による町長選挙についてであります、「まだ道半ば」と考えているのか、3選を目指しての出馬表明をまだ正式にされておられません。3期目の出馬のご意向、ご意志を伺います。

町長 畠山菊夫

お答えいたします。就任してからのことも少し交えてお答えいたしますが、当時なかなかできなかったことができたことでは、中学校グラウンド飛砂防止改良事業、中嶋道路拡幅事業、また東西駅前駐輪場改修、多目的広場防災拠点整備を始め、改善センター他4つのセンター施設、管理棟やスポーツ施設、中央児童館と地域児童館、福祉施設の改修事業、浦大町・小池2つの集排建屋を有効活用できたことなどが、近い将来負担になるであろう公共施設の改修を着実に進めることができたと思っております。

そして「はちパル」「芸能会館」「商店街の街灯」を含めこれまでの多くの事業や備品の購入などが地元商工業者の方々に経済効果をもたらしたものと思っております。

教育や子育て支援、高齢者などの福祉対策は、将来に向けた連携教育、サポーター学習の推進、保育料補助、学校医療費無料化ほか保護者負担軽減を図ることができ、地域福祉員制度の導入やグラウンドゴルフ場拡幅整備、健康管理活動の強化を図ることができました。

住民生活の向上は、高度浄水処理施設に旧施設の改修整備を行い、新たな機械導入など、より良質な浄水の提供ができ、身近な暮らしやすさに繋がる施策も、デマンド乗合タクシーや道路改修拡幅も含め対応して参りました。

観光芸術文化に於いては、NPO浦城への支援、願人踊りの国民文化祭での取り組みなどで交流人口は拡大しているものの、一日市盆踊りはもっとアイデアを出して取り組む必要にあります。地域産業の成長は町民所得の向上と雇用の創出に起因しますが、事業者の足らざる部分を補うべき策を講じているものの、大きな成果に繋がってはいません。

地域医療対策では、廃止から存続へ、リニューアルオープンできたことは、大きな成果であります。医師確保・救急医療体制の整備・健全経営の確立など急務でございます。

企業誘致については、就任してすぐ促進条例をかえながら今日までプレゼンなどに取り組んでおりますが、迎え入れた企業はございません。八郎湖水質対策も結果が出ておりません。

一期4年で行政の広い分野で十分な成果を上げるのはなかなか難しいものがあります。二期目では、持続力を高めるため、必要性・計画性・実効性、全職員一体となり議員の皆さまのご理解をいただきながら取り組んだ結果、財調基金の積み立てを中心に、今後多額の費用が見込まれる事業に対応できる財政基盤強化が図られたものと思っております。

二問目のご質問ですけれども、前の質問で成果のなかった事業は、将来に向けた大きな課題でございます。これから近い将来に向かって取り組む事業は、第6次総合計画に寄り添う形で進めなければなりません。秋田・八郎潟線と道村大川線の接続に関し、県道路課・JR・町とテーブルにつけたことは大きな前進であり、実現に向けて努力しなければなりません。

選挙の出馬をどうするかということでもありますけれども、昨年度町民30名からなる「八郎潟町づくり計画策定審議会」の皆さまから「第6次総合計画」「過疎地域自立促進計画」「人口ビジョン及び総合戦略」それぞれについての答申を受け、第6次総合計画、過疎地域自立促進計画については、3月議会において議員の皆さまから可決いただいております。

私としては、これらの計画に町が目指す将来像や基本的な行政の取り組みに道筋を付ける責任があり、自らの手でこれからの地方創生に誠心誠意挑戦し、町民の皆さまのご理解と指示をいただければ、引き続き町政運営に臨みたい考えであります。

三期目の当選を目指して立候補することを表明いたします。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございます。何点か質問させていただきますけども、先程1問目の関係のもので、結果がなかなか出ないものもあるというお話しされてましたけども、やはり将来に向けて、大きな、町長自身が考える重点施策、これについても一度具体的に、どういったもので進めて行くか考え方をお知らせ願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 今まででできなかったことに対して、道半ばという感じはありますけども、引き続き誠心誠意取り組んでいかなければと思います。

9番 菊地文人 なかなか優先順位つけるのは難しいかと思っておりますけども、そこを町民の皆様方がもしかしたら知りたいのかもしれないので、もし当選された場合に何を優先的に考えるのか、そこら辺のことをもう一度お願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 職員も今それぞれ各課で色んな取り組みについて対策を講じております。何ということとなれば、今は話すことができません。職員の対応もございまして。私自身はこれから高齢化社会に向かっていく高齢者の皆さんを、どうすれば心豊かに住みやすい町づくりを進めて行くかが大きな課題になるかと思っております。

9番 菊地文人 なかなか難しい話になるかと思っておりますが、道半ばということでございます。何日前かに安倍総理大臣が、マニフェストが道半ばである、ということで参議院選挙を戦っていくというお話しをされてましたし、秋田県知事は、一昨日県議会が始まりましたけども、少子化の歯止めが、まだ道半ばだと考えている、というお話しでした。では町長は何が道半ばだと考えているのか、そこら辺お願いします。

町長 畠山菊夫 町づくりは非常に難しいものがございまして。先程も言いましたけれども、全て思うようにいくことは無いだろうと思っております。突然対策を講じなければいけないものも、これまで多々ありました。そういうものについては、ほとんどクリアしてきたとは思っております。長い目でみていくと、到達にはなかなか難しい面もございましてけれども、あきらめないで一つ一つ進んでいきたいと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。最後こちらからのお願いでありますけども、いまマニフェストと言われるものがあるわけがございますけれども、今日の魁新聞の中では、民進党はマニフェストという表現は使わないで、重点政策、国民との約束という表現をされて選挙を戦っていくようなお話しの記事が載っております。今回出馬にあたって、町長自身の想い、考え、そういったものを出して、そういった中で町民の皆さんから判断していただけるような材料、資料を是非提出して、選挙戦に向けていただきたいと思っております。そこら辺、最後によろしく回答をお願いします。

町長 畠山菊夫 色々と切り詰めていくと「町民の皆さんが住んでよかった、住みたい町づくり」そういうものが最終的に私たちが目指す町づくりではないかと思っております。色々課題はたくさんありますけども、そういうためには何をすればよいのかというのを打ち出していかなければなと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。今日は新聞記者さんが後ろに3名ほどいらっしゃいますので、明日、出馬表明の記事になると思っておりますけれども、要するに今後4年間のビジョン、具体的な政策を掲げてもらいたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。これにて私からの一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。  
次は、3番 金一義君ですが、一問一答という関係で、午後1時からの招集で休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

(午前11時40分)

(休憩)

(午後1時再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義

気候もちょうど早苗が青の絨毯で、我が八郎潟町も田植えが終わりまして、農家の方たちも一段落ということで、先程午前中、町長さんも9月の大決断をしたようでございます。それでもって私も農業の大転換である農業政策について、町としての考え方を、これ国・県の色々なことありますけども、今日の魁の社説にもありました。結局農業白書、国の方で出してる、これにも書いてあります。これは見たと思いますので。

非常に農業に対する、私も農業をやっている関係上不安な要素といいますか、八郎潟町しかり秋田県の農業がどういう方向に向くのかなということ、町独自の考え方があるんだろうかということ、今回質問させていただきました。

大きく括って通告しておりますけれども、中に入る部分は記録してない部分もありますので、そこら辺認識されまして、ご答弁よろしく願いいたします。それでは質問に入らせていただきます。

米政策の歩は、平坦なものではありませんでした。1970年に始まった減反は、国が決めた生産量に従って農家が米を作る仕組みで、米価が下がらないように作りすぎを防ぐ制度でもあります。この生産調整「減反」を2018年度にも取りやめ、国が示す需給見通しなどを参考に、それぞれの農家が自分で生産量を決めることとなります。

秋田県の農作物の作付面積を構成割合で見ますと、最も特徴的なのが稲の占める割合が高いことであり、本町も稲作農家がほとんどであります。政府の農業強化策における農家への不安は、非常に大きなインパクトを与えております。減反廃止により自立を迫る中、農家の高齢化や後継不足などで衰退が止まらない現実でもあります。

しかし、今こそ農政転換への対策を確実に推し進める政策が必要であります。本町としての農政転換への対応がどのようなものか、早急に方針を示す必要に迫られておると思います。それには、国・県の対応を見極めることが大事ですが、本町としての進むべき道を、現場の声をしっかりくみ上げて、実効ある施策とすることが求められています。

ここで関連した以下の質問をさせていただきます。

まず質問1として、国の農政改革で変革を迫られる平成28年度以降の本町の農政についての課題と現状について、お伺いいたします。

産業課長 加藤貞憲 金議員さんのご質問にお答えしたいと思います。この後のご質問の中でもありましたけども、やはり生産調整数量配分の廃止によりまして、今後農業者の皆さんが自分は100あるうちのどれだけの面積を米で耕作できるのか、という不安を皆さんお持ちのようであります。国・県も情報を提供し、それに対応するようにしたいということで、お答えがありました。

また、農協さんも積極的に自分たちで、受給者、そしてその点については農家の皆さんへ、直接連絡説明会等開いていきたいということでお話し受けております。

町も国・県・JAさんと一緒になってこの点について進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

3番 金一義

よく選挙の度に、町長の公約の中で、我が八郎潟町、秋田県全体ですけども、基幹産業として位置付けている本町の農業ということで、よく話されてますけども、農政転換への対策は万全であっていただきたい。国は米価が下がらないように、作りすぎを防ぐ生産調整、先程も話したように2018年度に決定しました。その大きな要因は、皆さままわかってますけども、TPPの問題、また関係する補助金を見直すことが柱だと思います。農業の中心である米農家に自立をせまり、個々の農家の競争力を強化することに主眼を国の方ではおいています。しかし県内兼業農家の8割は兼業農家であり、専業は2割程度とあり、全体の6割は農業以外の収入を主体とする小規模農家との統計があります。本町でも例外ではありません。このままだと零細農家は撤退も視野に入ってきます。

そこで、我が町がどんな農業の将来像を描いているかお伺いします。

1つ目として、我が町の農政改革への始動を確実に進めているか、お伺いします。

町長 畠山菊夫

金議員のご質問にお答えいたします。

本町での農業経営組織体数についてのご質問ですけども、基幹産業である農業については、町独自の政策も含め、国・県の政策と共に継続して参ります。

経営体数につきましては、平成27年度の10アール以上の経営体数は、363件ありました。法人が3件、集落営農が4件、お尋ねの家族経営体数は356件となっております。



- 3番 金一義 いま町長からご答弁いただきました経営体数は356ということで、これ私の手元にあるのは古い資料でございますけれども、363という数字が載っております。それと農家人口・農業就業人口、これには販売農家も含まれるんですけども、その人口比率など調べた資料ありましたら。
- 町長 畠山菊夫 この件に関しましては、2015年世界農林業センサスの秋田県結果の確定値は公表されておりますが、県・市町村別統計表は、公表されておられませんので、2010年の結果を基にお答えいたします。  
はじめに、農家人口は1,360名、農業就業者人口は448名、販売農家数は363件、国勢調査による人口と比した場合、農家人口比は20.53%となっております。
- 3番 金一義 自分の資料と同じでございました。  
次に、本町の水稲作付面積と収穫量の集計などございましたら、お知らせください。
- 町長 畠山菊夫 平成28年産米の数量配分では、作付け率約57.3%で、面積612.33ヘクタール、数量目標は3,527トン、10アール当たりの基準反収は、576キログラムとなっております。
- 3番 金一義 こういう状態でありまして、県内における農業産出額から見る本町の位置付けというのは、どのくらいでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 数値については、本年4月に公表された「平成25年度秋田県市町村民経済計算」より引用いたします。  
本町の農業生産額は、6億5千8百万円で、総生産額133億円の約5%と成っております。総生産額・農業生産額共に、県内では22番目に位置しております。
- 3番 金一義 25市町村の中の22番ということは下から4番目ということですけども、耕作面積等々あるでしょうけども、前にもお聞きしてますけども、耕作放棄地云々というのも絡んでの、まあ地理的なもので少ないのか、複合経営のための生産のかたちなのか、そこら辺。
- 町長 畠山菊夫 やはり稲作が多い分だと思います。例えば小坂町などは園芸作物などに力を入れてますので、生産額はあがっております。本町と同規模は井川町でございます。
- 3番 金一義 今までお聞きした件から考えまして、本町の農業経営における大きな課題、先程もちょっと触れられたようでありますけれども、本当の根底にあるのはどういう課題があるのかなど、そこら辺もし資料がございましたら簡単でよろしいです。
- 町長 畠山菊夫 やはりあの、例えば水稲に頼っている皆さんが多いということでもあります。それと野菜作り、これにグループで取り組んでいる皆さんもおられますけども、非常に意欲的に色々な活動がなされておりますけれども、やはり本町の場合はグループ化、法人化に進めておりますけれども、なかなかそれができていないのが現状であります。一番冬場の経営をどうなされるか、ということなれば、やはりグループ化していかないとなかなかできないわけで、そういうところで収入が上がっていけないのが現状でないかと思っております。
- 3番 金一義 そうすれば原因は、町の方では把握しておるようですけども、グループ・法人、それと会社、そういう方向でいくんでしょうけども、そこら辺もし個人的な感覚としては、どのような形の方が、例えば部落単位なのか、例を上げると今浦大町が基盤整備に入るから当然組織にしないと県の許可が下りないとか、そういうのあります。そういう大きな枠でいくのか、それとも個々でいくのか、これはその人方の動きによって変わることですけども、本町としての一番のお勧めというか、国・県との指針の中ではどういう形があるのか、そこら辺もしありましたら。
- 産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えいたします。農業所得の向上におきましては、やはり園芸作物を実施していただかないと、所得の向上にはつながらないと思っております。町では平成26年から夢プラン等の嵩上げを町単で行っております。  
またJA湖東さんも園芸作物、えだまめ等において1/3補助等を行っております。今後ともJAさんと共に支援していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

3番 金一義 ところで最近の農家の意識意向などの調査結果、町で調査した結果などがあつたら、ご報告していただけたらありがたいです。調査してなければしてないでよろしいです。

町長 畠山菊夫 近年、意識調査は実施しておりませんが、生産数量調整の廃止など、政策の変動などに対応するため今後は実施する予定でございます。

3番 金一義 県の方では19の項目を挙げた上で、ピックアップした考えを聞いておるようであります。その結果を大きく括ると、農業後継者や担い手の不足が地域全体の大きな課題と捉えているようです。

次に農産物の年間を通じた収益の確保が必要と考えている農家は、先程も課長が触れられておりますけども、8割と通年営農等による収益安定の必要性が強く意識されていると、県の方では調査されてるようです。その結果が発表されております。

次に、農家の姿勢は、これは本町ばかりでなく秋田県、知事の話によると秋田県は米作ではなくて、という話はよくパーティーとかにいても話されておりますけども、現在農家の姿勢は米作に編重し、それ故に米価の動きや作況に大きく影響されます。今後本町の農業にとって、米政策の見直しは大きな影響を与えることになります。

そこで、先程も触れられておったんですけども、調査をしてないということでありますが、米の生産調整廃止に対しては、これはもちろん町当局としても反対だということになるかと思っておりますけども、そこら辺は個人的感覚で言えないと思っておりますので、ちょっと割愛させていただきます。

それと、米の直接交付金の減額・廃止に対しては、調査をしておりますか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えいたします。米の直接支払交付金の減額についてですが、これについては調査しておりません。

3番 金一義 これも県の調査では3/4と大多数が反対しているという調査結果がでております。次に、飼料用米・加工用米等、転作作物への助成については、これももちろん調査しておりませんね。

これも県の方の調査では、飼料用米と米粉用米で補助金が拡充されることについては、賛成が半数で反対が2割で、この賛成の中の多くは経営規模が大きくなるほど賛成の割合が高い、とあります。もちろんこれは本町農家の考えもそうなのかなと思っておりますけども、今あげたように町としても色々考えがあつてのことでしょうけども、やはりこういう大きな変革の時は、農家調査、アンケート調査で課題を与えたもので統計を取る必要があると思っておりますが、町長そこあたりの考えは。

町長 畠山菊夫 それはしっかりやっつけていかなければなと思つてます。

3番 金一義 そこら辺の事もしっかり踏まえて、我々農家の今後は町として示していただきたい。JAさんや県とも色々なことあるでしょうけども、そこら辺の事をお願いしておきます。30年産米から米価が下がるんですけども、米価の急落等に対する緊急緩和措置の充実の必要性が高い、また後継者・担い手の育成対策の強化、などあげられますけども、本町ではこの予算あつたんですけども、どういう形で、例えば県の広報で募集しているのか、ホームページに載付けてるのか、そこら辺は今後の課題と今の現状をちょっとお知らせ下さい。

産業課長 加藤貞憲 後継者・担い手の育成については、今すぐにもやらなければいけない問題だと思っております。今年度も行っておりますけども、新規就農者についての支援は、国の補助金100%において行っております。

また昨年、新規就農者が転作作物、園芸作物の機械購入を実施しております。これについても、支援しておりますので今後とも継続していきたいと思っております。

あとは法人等も徐々に設立されて本年で法人4件目となっております。今後とも法人の設立に関しましても、町からも助言等をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

3番 金一義 担い手問題は、大きな問題でございます。そのためにも行政が前へ出て政策を練っていただきたいと思っております。

次に、秋田県の2016年産米生産調整達成とありますが、本町の達成率は何%でしょうか。もちろん100%はいいと思っておりますが。

- 町長 畠山菊夫 経営所得安定対策の、今年度申請、計画書の提出を今月の13日迄としております。現段階ではありますが、生産調整は達成するものと考えております。
- 3番 金一義 次に、行政として今後の主食用米生産の方向性をどうとらえているかについてお伺いします。
- 町長 畠山菊夫 生産調整の廃止後は、生産者や集荷業者が主体的な経営判断に基づき、主食用米に限らず、他の作物も生産・販売すればいいか判断することになっております。生産者が、判断しやすい資料を関係機関と協議し提示したいと考えております。意向調査については実施する予定であります。
- 3番 金一義 個々の農家が減反廃止、自粛米の工夫、廃止下落等々ありまして、どのくらいの生産するか全面作付けしても果たしてどうなのかということも、後ろの方にも農家の方たくさんおりますけれども、これから大きな課題になるかと思っております。そこら辺八郎潟町全体を括って、町としては主食米としてはこの生産量、という指針を示していかないとなかなか所得安定にいかないんじゃないかと危惧されます。そこら辺まだ来年再来年とあるんですけども、目の前に大改革が来てます。早急に農政改革の町としての指針を出していってほしいと思います。特にあきたこまちという品目あるんですけどもそのものに対する項目が、これも県の指針ですけども上位を占めているようで、その割合というのは県の方でまだ出しておらないそうです。複合化の推進など米偏重からの脱却が言われて久しいが、TPPや国の農政改革など、ますます厳しさを増しております。この経営環境を乗り越えるには、抜本的な構造改革を急ぐことが必須であります。農家が勿論経営感覚を磨き、農業の収益力向上を高める政策を推し進めるべきだと思っておりますが、そこら辺の考え方、町としてありましたら。
- 産業課長 加藤貞憲 今後、国の方針が変わっていくと思います。米の直接支払交付金が今後無くなるわけですけども、国の方針がどのようになるのかというのが、1年または早くても2年前の提示となりますので、その状況を見極め県と共に検討していきたいと思っております。なかなか時間をかけて検討する余裕のない政策になってきておりますので、その辺については時間をかけることはできないと思っておりますけれども、JAさんと共に課題に向かっていきたいと考えております。
- 3番 金一義 関連してですけども、今後の経営における新たな取り組みや考え方というのは、我々農家に町としてどういう形の進め方を考えておられますか。そこら辺お願いします。
- 町長 畠山菊夫 国が需要に応じた生産の取り組みを定着させていく考えであります。主食用米は毎年8万トンづつ減少している状況ですが、県やJAと協議しながら農業者の皆さんに分かりやすい指針を示したいと考えております。転作部分については、大豆や園芸作物の振興を推進いたします。
- 3番 金一義 今までの話を聞いておられますと、一番大きな農業における課題は、何が大きな課題になるのか精査したものがあればお願いします。
- 産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えいたします。調査等、詳しいもの実施しておりませんが、やはり後継者問題が一番と考えております。就業者の平均年齢が高齢となっておりますので、今後どのように進めていくのか、次のご質問にある農地中間管理事業というものもごございますけれども、認定農業者の方1人当たり約20ヘクタール耕地面積持っています。その方々の年齢も高齢となってきておりますので、今後の対応が大事だと考えております。
- 3番 金一義 ちょっとお伺いしますけれども、我が町において新規就業者はいるのでしょうか。
- 産業課長 加藤貞憲 新規就業ということで、1件、補助事業実施しております。
- 3番 金一義 色々農業に対する厳しさがひしひしと来ております。新聞でもありますように、10年で農地の8割を集約するそういう形で国の方で決めた「農業活力総合プラン」ということだようですが、10年というのは、あっという間のございまして、8割が集約されるということで、我が町の800町歩というのは、10何人でやってるのかわかり

ませんけれども、国の方ではこういう施策でもって推し進めようとしております。

結局、減反廃止が農政の大きな転換期であるということで新聞なんかも大きな見出しを掲げて啓蒙しています。このためにも我が町も後継者問題と高齢化問題、色々あるんですけども、農業に対する、この新聞でも、農の再生大規模急務という見出しで載っています。我々が築いてきた農家の資産というものを、後継者が色々な面で荒廃しないように町としても、もちろん第三者の試算ですからそう近々に進めるわけにもいかないと思いますけども、やはり一つのプランとして掲げていただきたく、町の指針、県の指針もあると思います。そこら辺ひとつお願いして次の問題に入りたいと思います。

2つ目として、農地中間管理機構の設立を受けて、本町の活動の実態を説明してください。この政策は、農地の集約化や農業経営の大規模を通じた生産性の向上を目指すことが大前提になっております。その意味でも、分散した農地を担い手へ集積することなどが目的であります。

また、この前提にあるのは、農業の競争力を高めるために、これまでの平等主義ではなく、それぞれの農家の強さを伸ばす政策への発想転換が重要であり、大規模化で生産コストを下げられる農家は、その路線を追求し、規模拡大が難しい農家は、付加価値の高い作物を強みにする。

農家や地域が持つ個性を活かす政策が必要ですが、国は「農業活力創造プラン」の骨子に、今後の10年で農地の8割を大規模農家に集約を目標にしています。

1つ目として、本町の現段階での集約面積は、どれくらいでしょうか。

町長 畠山菊夫 平成26年度は、1件、約1.2ヘクタールで耕作者集積協力金が出し手農業者に支払われております。平成27年度は、11件、約11.1ヘクタールで経営転換協力金が出し手農業者に支払われております。平成28年度分につきましては、現在3件、1.1ヘクタールで経営転換協力金が支払われる 予定であります。

今後も、農業者の皆さんに事業についてご理解いただくため、広報等を利用し農地中間管理事業の周知を進め、事業の円滑な実施をしてみたいと思います。

3番 金一義 そうすると年々まだこれから集積が進む見通しでおりますか。

町長 畠山菊夫 数字からみると、そのようになると思っています。

3番 金一義 そのために国の方でこういう制度を設けたわけがございますけども、いま中間管理機構を利用している数は何件ですか。中間管理機構そのものの啓蒙はされておるものですか。

産業課長 加藤貞憲 この件に関しましては、広報等に掲載するようにはしております。年1回は掲載するようにはしております。

利用する、受け手農家の件でございますが、国の経営所得安定等の関係で、認定農業者に対して個別に国から通知いくときありますけれども、それについてもお知らせの通知が中に入っていったらということで、お話しを伺っています。

今後とも、この件については、町として進めていきたいと考えております。本日も1件この件に関してご相談いただいた農業者もございますので、今後とも町として農業者のそれぞれのご意見、色々ありますので、それに対応していきたいと考えております。

3番 金一義 例えばこの制度を利用するメリットとデメリット、耕作者に対するメリットとデメリット、また受け方に対するメリットとデメリット、そこら辺、もしありましたらお知らせ願います。

産業課長 加藤貞憲 メリットの件であります。出し手である農業者さんについては、一旦農業公社の方に貸すこととなります。その後、地元の農業者さんへ転化ということとなります。ですから受け手がないという風にはならないと考えておりますし、今現在八郎潟町で、そのような件はありませんでした。

あと受け手の農業者さんにつきましては、一番近い農業者さんに土地についてはうちの方で計画を立てておりますので、農地の集約という部分でメリットだと思います。

デメリットについてでございますが、これについては出し手農家さんがいずれは売りたいので10年は長いなというお話も伺っております。メリットがあるとすればその部分かなと思っております。

3番 金一義 この中間管理機構の組織は、農振外の場合は通らない、そこら辺がメリット、デメリットになるのかなと、そうすると受け手の方では、その分はいらないと、もちろん畦の拡大にも該当にもなりませんし、そういう点では非常に、うちの方でどれくらい農振面積あるかあれですけども、そこら辺がデメリットかなと、これ私個人の考えですけども、そこら辺。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えいたします。我が町の農業振興地域の農用地でございますが、約710ヘクタールございます。そのうち我が町の水田面積ですけども、755と記憶してございますけれども、その差、約45ヘクタールが農用地外ということになっておりまして、農地中間管理事業に該当しない用地になっております。

3番 金一義 良い面と悪い面があって運用の仕方が違うようですけども、そこら辺はしっかり認識されまして、中間管理機構の組織の在り方を、よく農家の方々に説明して推し進めていただきたくよろしくお願いいたします。

次に、えだまめに対する取り組みですけども、県が推奨する「えだまめ日本一」への本町の取り組みは、ということで通告してございます。

県では、米一辺倒の農業構造から脱却を図るべく種々の施策を講じてきたが「えだまめを米に次ぐ秋田の顔として、県野菜のけん引役」にすべく「えだまめ日本一産地躍進プロジェクト」を展開しているとあります。

県、JA等関係機関が手を携えて生産販売に取り組み、26年の資料では栽培面積が1,469ヘクタール、収穫量にすると5,722トンとあり、群馬県を抜いて日本一になっています。

そこで本町とJA、県との連携の在り方というか取り組みを、簡単をお願いします。

町長 畠山菊夫 農業所得の向上を図るため、園芸作物の産地づくりを推進し、県が目指す「オール秋田で取り組むブランド農業」の拡大に向けた取組を、あきた湖東農協と共に推進しております。

本町の枝豆の販売実績等は、26年10件、12ヘクタール45.7トン、約2,500万円、27年14件14ヘクタール47.4トン、約3,300万円でありました。あきた湖東農協の今年度以降の作付面積目標は、28年度は13ヘクタール増の78ヘクタールとしており、本町の計画面積は、26ヘクタールとなっております。

取組まれる、農業者へは農業夢プラン応援事業等で支援していきたいと思っております。

3番 金一義 徐々に県の施策が浸透して、本町では農協の跡地に選果場もありますので、まあこれはJA湖東の施設でございますけれども、我が町の考えとしてそれを推し進めて、大館ではメガバンクとして、えだまめを、ということで大きく取り上げられております。

これは何しろ畑でなく田んぼの感じでございますので、そう急々にはいかないと思うわけですけども、そこら辺町で考えてるのは、例えば大豆やってる方もたくさんおると思っています。そういうのえだまめにシフトできないものか、そこら辺啓蒙しておるでしょうけども、耕作者の関係、考え色々あるでしょうけども、そういう考え方はありますか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問にお答えします。大豆の耕作者がえだまめに転換ということですけども、実際中にはおります。今後、所得の向上を考えていくとやはりそのようになっていくと思っておりますし、ただ、えだまめを行うとすれば、また機械が必要になりますので、そういう部分について補助事業を利用していただいで対応していただきたいと思っておりますので、いつでも町の方に寄っていただいでご相談していただきたいと考えています。

3番 金一義 そういうことも一生懸命啓蒙していただければ、ひとつの団地化でやっつけば機械も共同で買えるそういうかたち、色々補助金との施策もあると思っておりますので、そういう団地化的な、前は大豆団地とかたくさんやった経緯もありますけども、今もやっておりますけども、一つのえだまめ日本一、知事さんも取り上げておりますので、そういうものに乗っかっていければなと思っております。

それとあの、ちょっとずれるんですけども、他の作物、例えば複合経営の中で、大豆えだまめ以外に他の作物でやっている面積はどれくらいか、把握してありますか。

産業課長 加藤貞憲 申し訳ありません。いまその資料持っておりませんので、会期中にお配りしたいと思います。

3番 金一義 そうすると、そういう方もいらっしゃるということですね。これ野菜のやつでJA湖東の資料は私持ってますけども、そういう形でその地域地域のひとつの作物転化ですか、適する場所と適しない場所が、必ずしもみんなが、えだまめ・大豆に適する場所でないと思いますので、そこら辺を割り振りしながら施策を練って、農家の方々に啓蒙していくようにしていただきたいと思いますが、そこら辺いかがですか。

産業課長 加藤貞憲 調整につきましては、進めていきたいと考えております。  
先程の作物の面積状況でございますが、手持ち資料ございましたので、お話しさせていただきます。大豆団地の5反歩以上が、約23ヘクタール、これ27年度段階ですけれども、28年度段階まだわかりませんので、それから2ヘクタール以上の大豆団地でございますが、62.93ヘクタール、えだまめの助成でございますが、約15ヘクタール、これについては補助事業の対象の面積でございます。それから振興作物として、キャベツ・ホウレンソウ・アスパラ・ネギ・カボチャ・セリ・ナスを含めますけれども、これについては約9反歩、主な園芸作物については以上であります。

3番 金一義 いま課長がお示しなさった数字というのは、販売された数字なのか、それとも減反する時のものか、そこら辺。

産業課長 加藤貞憲 販売された補助事業対象のものです。

3番 金一義 農家の場合も色んな、新聞等でみなさんご存じのように、色んな形ででております。我々八郎潟町、温暖な気候の場所で、是非農家の方が安定して収入が得られるような形の政策をどうか町長にもお願いします。

次に、第4問として、株式会社北都銀行と八郎潟町との地域振興協定締結について、これは行政報告でも新聞でも出ておりますが、本町ではどのような活用が期待されるかということで、質問いたします。

この協定は、相互の人的・知的資源の活用と交流を進め、地域経済の発展を図ることが目的とあります。今後、北都銀行では同行が持つ独自の経営資源を活用し、八郎潟町の課題解決にむけ、最大限サポートしていくとしていますが、あまりにも多種多様の項目が羅列していますが、これに対して本町では、まずどの分野を念頭に入れて町民に示して行くのか、午前中の質問者の中でもこのことをちょっと触れておりましたが、まずこの部分どうしてもという部分ありましたら、それに対する提携先の形がどうなってるのかお知らせ願えればありがたいです。

町長 畠山菊夫 5月6日に締結した地域振興協定の協力事項として、少しだけ述べたいと思います。

1. 交流人口拡大に向けた取り組みに関する事項
2. 空き家・空き店舗対策に関する事項
3. 農業振興・再生可能エネルギーの活用に関する事項
4. 広域交流の働きかけに関する事項
5. その他両者が必要と認める産業振興に関する事項

の5項目を掲げております。

今後、双方から3～4名位ずつで構成するワーキンググループを重ねながら、具体的な取り組みを決めていくことにしております。なお、本取り組みは町総合計画や総合戦略とも密接に関わりのあることから、シニア活躍支援組織設立準備室との連携も図って参ります。

3番 金一義 これからということだようですけども、町長としては地方創生、午前中触れておりましたけども、どの部分か我が町に利用できる項目ありますか。

町長 畠山菊夫 当てはめていけば全てが当てはまると思いますけども、そのワーキンググループの中で何ができるか、できるものから取り組んでいければいいなと思ってます。

3番 金一義 こういうアドバランが上がったんですけども、まず銀行さんの場合も、ある程度売名な部分もあるわけですよ、はっきり言って。そこら辺見極めしておると思いますけれども、向こうから提案された事案などありますか。

町長 畠山菊夫 今の所はございません。具体的なものはございません。

3番 金一義      なんか二つばかり提案されたような話は聞いておったんですけども、私は聞いておりますけども。

町長 畠山菊夫      わかりますけれども、具体的に示されていないものですから、ちょっとこの場では。

3番 金一義      要するに、向こうのレベルと我が町のレベルがかみ合わない、まあこの町に合ったようなレベルで向こうもしてくるでしょうけども、色々私もここで言うのもなんですけども、頭取さんともお話しした経緯がありますけども、その他の問題ですね。随分レベルの高いお話しもされるし、そこら辺よほど吟味していかないと、なかなかかみ合わない部分が出てくるんじゃないかと思っておりますので、まずは是非本町に合った、まあたくさんものがあるようですけども、その中でこれがどうしても使えるものだなというのがありましたら、大いに積極的に使って地方創生のために頑張っていたきたいと思います。長い時間ありがとうございました。

議長 三戸留吉      これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子      議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。3項目の通告をさせていただきました。その前に一つだけ報告をさせていただきます。一昨日の魁新報ですけども、学校給食に地場産野菜の使用率が発表されました。2014年度も八郎潟町が全県トップになりました。2位に約10%もの差をつけてのトップです。真坂・浦大町のグループの頑張りの結果として一言報告をさせていただきました。  
それでは3項目通告をしておりますので、1項目から始めたいと思います。

#### 1. 役場新庁舎建設に町内集落の木材の活用を

戦後に植林された各々の集落、主に面潟地域ですけども、杉の林は立派な森林になっています。我が家で家を建てる時に、設計士の方から「伐採するのも買うのも一緒だよ」と言われました。それでもご先祖様の育てた木を使いました。大工さんからは「気を遣わずに、木を使った」と喜ばれました。どのような庁舎かは、関係者のみぞ知ることかも知れませんが、内装もあります。「おらほの山の木が使われた」町民から庁舎への親しみも生まれてきます。木を切ることで、林業や製材業の仕事も生まれてきます。これを1番としました。

#### 2. 2世帯住宅の推奨で少子化対策

今年の幼稚園の入園式の資料に目を疑いました。何とかしなければと思ったのは、皆さんも一緒だったと思います。先程、伊藤議員さんからも出されました。かつて20年前になりますが、藤里町を訪問した時に、1年間に生まれた子供が29人いると言われました。「えー、それしか生まれなかったんだ」口には出さなかったけれども、そう思いました。それから20年後の八郎潟町が、いま直面しています。

学校給食の試食会にご招待された時、子どもたちから家族構成を聞かれました。4世代と答えた時の子どもたちの驚きようは、大変なものでした。核家族が当たり前の昨今だから、無理もないことと思いましたが。我が家は母がデューサーから持ち帰ってきた計算ドリルをひ孫が採点します。母には孫が9人、ひ孫も9人います。認知症が進んでいても、93歳の母は子が親を見るのが当たり前といいます。そういわれると腹もたってきますけれども、特別天然記念物と思ってやり過ごしています。大きな身体で家の中をカモシカのようにワサワサ歩くので、特別天然記念物だと家族で言っています。

移住・定住・空き家に人を呼ぶことも大事なことです。自分を育ててくれた故郷に帰ってきて勤め先に通うなら、2世帯住宅で八郎潟町から。そしたらそのための行政からの何らかの助成も必要になってくると思いますが、家族が大きくなるとお互いに気も使いますが、2世帯にするとプライバシーも守れます。そして先程独居老人の話もされました。独居老人を減らすこともできると思います。これが2番です。

#### 3番として、闘病中の女性のウイッグに助成を

友人を乳がんで亡くしました。綺麗にお化粧されていましたが、頭髮がなく、大変な闘病生活が分かりました。これにウイッグを付けられたら、もっと綺麗に見送ることができたのに、と思ったものでした。

ところが最近、ある自治体が女性のウイッグに助成を始めました。私は飾るということに疎いものですから、横手市の友人に「ウイッグって1万5千円も補助金を出すほど高いものなの」と聞きました。彼女は「ピンクリピンクリ、高いものだど数十万もするよ」というのです。周囲の目を気にすることのないよう、闘病中の女性に「ガンバレ」のエールの意味で助成をしてはいかがなものでしょうか。

3項目の通告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員さんのご質問にお答えします。

始めに、役場新庁舎は町民で構成する「庁舎建設検討審議会」を経て、今年度中に建設基本計画を策定し、平成29年度に基本設計、30年度に実施設計、工事は32年度に着手し33年度の完成を目指しています。どのような庁舎になるのかはこれからであり、使用される木材の種類・量については現時点で不明です。

地元製材業者が不在なこと、指定した木材の使用は費用がかかり増しになることもあり、新庁舎のある程度の形が見えてきた段階で、地元の杉材の活用が可能かどうか検討したいと思います。

少子化・定住対策の一環として、また子育てや高齢者世帯が安心して暮らせる環境づくりを目的に、全国的に住宅建設に対する補助制度が普及し始めております。国土交通省でも、「地域型住宅グリーン化事業」と称し、出生率1.8人に貢献する良質な木材住宅を支援するための補助制度を創設しております。

住宅補助以外では、全国的には支援制度は少ないようですが、富山県小矢部市や島根県大田市では、市内で3世代同居か近居を始めた場合に、定住・移住という視点から、ある一定の条件下で助成金を支出している事例も見受けられます。

若い方にとっては、通勤に対しての利便性や生活スタイルの多様性、また多世代同居に対する負担なども考えられます。

以上のように様々な考え方があることから、助成に対しては目的をどこに置くのか、他制度との関連性も精査するなど、検討を重ねたいと思います。

次に、ウィッグについての質問ですが、実際にかん治療を受けている方々は病気のほかにも様々な悩みを抱えていると思います。大きな病気のガンへの不安と同時に、金銭的な面や抗がん剤治療の副作用により脱毛等の外見の変化に悩んでいる方もいると聞いております。このことについては近隣町村を調査し、今後の検討事項としたいと考えております。

8番 北嶋賢子

簡単明瞭なご答弁ありがとうございました。

1番ですけれども、どんな役場になるのか、木造の八峰町みたいになるのか、それなりに楽しみにしてたんですけども、どんと、こういう役場にすると役場建設の発表されて、いささか驚きました。私も20年も議会に参加してるんですけども、そういう話が進んでいるのがわからなかったものですから、何だか蚊帳の外に置かれたような、すごく寂しさは否めませんでした。その協議会の中で議会への途中経過の報告など考えなかったものか。いまひとつ再質問として町長に答えていただきます。

2番ですが、私たち家族もAターンです。そして当時の畠山太郎町長にとっても歓迎されました。

3つ目は、癌治療の友だちを見舞いに行った時に、旦那さんが仕事が終わると必ず見舞いに来るんだそうです。そしてソファーに寝てるんだそうです。夜中に具合悪くなってきて起こすんですけども、仕事で疲れてるから起きないんだそうです。でも病院に来てくれると言ってました。早朝検診で早期発見というのは、とても大事なことだと思います。

いまの町長の内容色々テープ聞いて精査したいと思います。1点だけ協議会の検討の中で、議会に途中経過を報告できなかったものかどうかだけお尋ねしたいと思います。

町長 畠山菊夫

あくまでも役場庁舎内職員の中でのワーキンググループで、3箇所ほど見て回りまして、どのような形がいいのか色々検討した結果、叩き台が必要ということで、議員の皆さまにお聞きしたとおりでございます。

途中経過につきましては、丸っきりなかったものですから、どこまでいってるか、なかなか議会の皆さまにご報告できなかったことは、申し訳なく思っていますけれども、全ては町民で構成する庁舎建設検討審議会を経て決まることでありますので、その中で町民の皆さん、あるいは議会の皆さんの意見もお聞きしながら進めていきたいと思っています。

8番 北嶋賢子

はい、分かりました。ありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

議長 三戸留吉

これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。



6番 柳田裕平

柳田です。私は今回、項目で2つほど質問させていただきますが、全て一括質問・一括答弁ということでよろしくお願いたします。

それでは、まず最初の項目ですが、1. 2. 3区児童館と寿山荘を併合して多目的施設に、ということでございます。

町内会活動等に利用されている1. 2. 3区児童館と、主に高齢者の交流と憩いの場として利用されている寿山荘の両施設については、ダイワン地区・一日市地区・中嶋地区の施設周辺住民にとっては、唯一の公共施設でございます。

両施設は、寿山荘敷地内の広場を通過して往来することができて便利でもあり、災害時の緊急避難所と避難場所にも指定されており、町の重要な役割を担っております。そして寿山荘については、選挙の投票所としても使われているところでございます。

しかしながら、両施設ともかなりの部分で老朽化してきておりますし、利用者も徐々に限定化されているように見受けられます。また冬の積雪時には、広場の通行が不可能となり利用者は逆に遠回りで行く事になりますので、不便となる場合もあるようでございます。

それから、寿山荘は数年前から町総合検診の実施場所から外されておりますが、地域住民の特に高齢者の中には代わりの検診場所となった防災センターに行くには遠くて、所要時間も以前より長くなり困っているようにも聞いております。

両施設とも老朽化しているなど色んな課題も出てきておりますので、1. 2. 3区児童館と寿山荘を併合して、より多くの地域住民と幅広い年代層が活用できるような多目的施設として新設してはどうでしょうか。

具体的な考えとして、

基本的には現在の利用者がそのまま継続できるようにする。

緊急避難所・避難場所としての機能や高齢者のコミュニティの拠点と健康づくりの場としての機能を充実する。

施設周辺を明るくするなど、高齢者・子ども・付近住民が安心して楽しく生活できるような環境をつくる。

ダイワン地区と中嶋地区の両方向から出入りできるようにして、現在ある敷地内の中間点に新設する。

地元町内会からも、管理運営に積極的に参加してもらい自分たちの施設であるとの認識を持ってもらう。

以上のような提言について、町当局としての考えをお伺いたします。

続いて第2点でございますが、ふるさと納税をもっと増やすチャンスでは。

先般の5月3日の新聞報道によれば、平成27年度の国の税制改正で、ふるさと納税の減税対象となる寄付金額の上限を2倍にしたほか、5自治体までの寄付は確定申告を不要としたことにより、全国的にも県内でも平成27年度の寄付額が急増したという報道がありました。その背景としては、返礼品の充実度に加えてインターネットやクレジット決済の活用といった利便性もあるようでございます。

本町の寄付額は、平成27年度が234万円でその前年度が108万円でございましたので、約2倍に増えたようでございます。お隣の三種町では、平成27年6月にふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」と提携して、寄付額が平成26年度の73件で203万円から平成27年度は8,932件で1億954万円に急増したという驚くべき内容も載っております。

それぞれの市町村には、置かれている環境や事情の違いがありますので、一概にどうのこうのとは言えないと思いますが、このふるさと納税については、最近テレビでの特集番組などもあって、全国的にも注目されてきているところでございます。

先般の3月定例会で同僚議員の一般質問に対して、町当局としてはホームページやパンフレットもリニューアルして、広く町民・ふるさと会会員・県内外の方々にPRしたいと考えているとありました。私は、このふるさと納税は、アイデアと頑張り次第によって寄付金が町に入ってくる制度でございますので、より積極的な方向性をもって他市町村の実施例を参考にしながら独自の具体策を早急に検討・実施していくべきであると考えます。

例えば以前にも述べたかと思いますが、広く町民から返礼品を募集するとか、JA関係や町観光協会・商工関係団体等と一緒に返礼品メニューを多くするための検討会をすとか、町出身者向けとしては町内の空き家の管理や墓地清掃などの代行サービスをすとか、寄付された方々が自ら返礼品やサービスを選べるようにすれば、より一層の増額に繋がるのではないのでしょうか。

ただし、過当競争に巻き込まれないようにして、本制度の趣旨から外れないということが大前提であることを忘れないようにしてもらいたい。このふるさと納税の今後の課

題である寄付増を図るために、町当局が考えている具体策をお伺いいたします。  
以上です。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

1. 2. 3区児童館は、昭和52年12月に、寿山荘は、昭和48年1月にそれぞれ竣工しております。建築年数から考えれば、39年以上経過しておりますので、老朽化しているという判断がされるところです。しかしながら、児童館は平成22年度に、寿山荘は平成21年度に、それぞれ改修工事をしてきております。このことから、現時点では整備をしつつ、現状のままで運用していきたいと思っております。

利用者が、減少、固定化していく中で、施設が一体化していくことは大変良いことではありますが、町内既存施設全体を検討していく必要があります。

次に、ふるさと納税の平成27年度の実績は、本町にあっても件数で約10倍、金額で約2倍と急増しております。原因は、議員ご指摘のように、納税しやすい環境が整ったことが最大の要因と分析しております。

贈答品である地元特産品の種類と内容を充実させ、納税額を極端に増やしている自治体もありますが、本町の場合は特産品で競争する域にはないと考えています。それでも、ふるさと八郎潟町を想い、少しでも寄付金を役立たせてほしい、と真剣に願う県外・町外の方々のために、贈答品の充実は欠かせないと思っております。

今年度の本町贈答品は、昨年度と同様に、5千円以上の寄付で1/2羽分のマガモ、1万円以上の寄付が1羽分のマガモを予定しております。しかし、毎年同じものであれば飽きがくると思われますので、複数の品の中から選択できるようにできれば、と考えています。

納税者が喜び、町内も活気付くという方向性が一番望まれる訳ですが、今後、議員が言われるように、関係者と協議を進めるほか、ソフトサービスも視野に考えて参りたいと思います。

ふるさとを想う気持ちで寄付いただいた方々に対する感謝の気持ちを第一に、今後とも様々な角度から引き続き検討を行って参ります。

6番 柳田裕平

最初の1. 2. 3区児童館寿山荘のことですが、町内各所には児童館と名のつく施設が正確かどうかわかりませんが、13箇所ほどあるようでございます。どの施設も程度差がありますが、老朽化してきているように思いますし、当局としてもその点は十分に把握しているのではないのでしょうか。高齢化の進展により児童館のような集会施設が、益々必要とされてくるのでは、と考えられますし、また先般の熊本大地震や東日本大震災では、避難所や避難場所の重要性を再認識させられました。

1. 2. 3区児童館と寿山荘の両施設を併合して災害避難所や、町の総合検診など、色んなことに活用できるようにすれば、利用者の年代層や利用される地域範囲も広がり、管理コストの削減にも繋がり、町にとっても地域住民にとっても、より良い効果的な施設になるのではないかと思います。駅前を中心とするコンパクトな町づくりと平行して町の隅々まで目を向けた取り組みを忘れないでいただきたいと思っております。この点に関しての町長の考えをお伺いいたします。

それから2つ目のふるさと納税の件でございますが、ふるさと納税で八郎潟町の平成27年度の寄付額が、2倍の234万円になったといっても、新聞を見ましたら、県内25市町村の中では21番目でございます。もっと頑張っって伸ばしていただきたい、伸びる可能性も充分あると考えます。

先程の三種町の例であります、紹介させてもらいますが、主な事業所がいっぱいあるんですが読ませていただきます。

道の駅じゅんさいの館、やまもと農協、桜田畜産、かわい農場、メロディアン、こまち食品工業、ゆめろん、森山館、清水佃煮店、はたけやま椎茸園、秋田白神食品、泉製麺所など、町内の多くの事業者が揃って協力してやっているという感じを受けました。

このとおりまねするというものではございませんが、本町としても各市町村の色んな実施例を参考にしながら工夫してもらいたいし、先程提言した、お墓の掃除や空き家の見回りなどのサービスは、この制度の趣旨にあっていると思いますので、来年4月に設立予定の空き家対策であるシニア中心のNPO法人との連携も考えてはどうでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。この2点についてだけお願いいたします。

町長 畠山菊夫

児童館の合併については、両方ともリフォームしてから6. 7年より経っておりますので、なかなか難しいところがあります。そして13箇所、議員さん言われるとおりに町内既存施設全体を網羅しながら、利用されてる状況とかみながら、老朽化した場合ど

ういう風な集約がいいのか、そういうのも考えながらこれから対応していきたいと思  
います。

それから納税品でございますけれども、三種町の場合は色々日持ちのいいものが揃っ  
ております。ですから選択種が非常にありまして伸びていると思っております。そして  
ジュンサイも今までなかなか味わうことのなかったものが好評なのだと思います。

ではうちの方で日持ちのあるものとなると限られてしまいます。以前、商工会で取  
り組んだ、だまこの餅のレシピなんかは、一つのアイデアなのかなと思っておりますの  
で、そういう意味ではこれから色々検討課題があるかと思えます。

商品開発も重要ですけども、何ができるのかということを少し私どもも考えていき  
たいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

6番 柳田裕平 1. 2. 3区児童館、寿山荘については、1区2区3区中嶋地区という広い範囲で利  
用されている施設でございますので、このあとの機会、改造するとか大きく改修する場  
合は建て替えるとか、そういう風な考え方で取り組んでいただきたいと思えます。

それからふるさと納税についてでございますが、どうか後手後手に回らないように、  
スピーディーな対応ということを心掛けていただきたいということをお願いしまして、  
私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
ここで、45分まで休憩いたします。

(午後2時34分)

(休憩)

(午後2時45分再開)

議長 三戸留吉 それでは再開いたします。  
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤であります。

質問に入る前に、明日は我が身と思いながらも、今回の熊本の地震によって亡くなら  
れた人に対して、お悔やみを申し上げますと共に、災害に遭われた方の1日も早い復興を  
願うものであります。

さて、私の質問は大きい項目1つであります。その中に4つありますので、それ  
についてお答え願ひたいと思えます。同僚議員が質問して色々答えを出しているよう  
であり、重複する面もあると思えますが、その辺はよろしくお願ひいたします。

人口減少と町民所得についてお伺ひいたします。

今まで議会で、この種の問題については、過去何回も質問してきたことであるが、な  
かなか町民が納得のいく答弁がなされていないという感があるようであります。昨年  
の9月に私が質問した時は、昭和50年、平成10年に宅地分譲政策を実施した時には、  
人口減少に歯止めをかける効果があったと答弁しております。しかし、畠山町長が就任  
して以降、人口が段々と減少してきました。それに対応するかのよう、色々な政策を  
実施してきたのであるが、なぜか実を結んでいない。それはなぜなのかお答え願ひ  
します。

また、八郎潟町の平成20年の町民所得、いわゆる畠山町長が就任した時の町民総  
所得が64億1千9百1万8千円で、平成26年では、54億2百95万1千円であり  
ます。約10億の差がでております。この結果をみると主産業である米価が下落したこ  
とによることもありますが、農家所得が下がり更には人口減少に対して、時代にマッ  
チした政策・提言を怠った結果、このような結果になったと思うのですが、その  
辺はどうでしょう。まず、この点についてお伺ひします。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

人口の減少は、昭和40年をピークとして、減少に転じており、特に14歳までの年  
少人口が平成7年の1,229人から、平成27年では約半減の615人、生産年齢人  
口は、平成7年の5,046人から約32%減の3,419人、少子高齢化及び労働力  
人口の減少は、本町の経済規模の縮小を含め町政運営に影響を及ぼしており、町  
民所得につきましては、「平成25年度 秋田県市町村民経済計算」では、平成15  
年度と比較し、31億5千8百万円減の132億4千9百万円となっております。

町では第5次基本構想に沿って、町民協働のまちづくり、保健・医療・福祉の充  
実・

生活環境の整備、産業振興、教育の充実など実施して参りました。成果や課題につきましては、第6次八郎潟町総合計画に記載されているとおりであります。八郎潟町総合戦略、第6次総合計画に掲載された施策を基に、町政運営を進めて行きたいと思っております。

5番 加藤千代美 この調整人口が減っているのは分かるんですが、これ基本構想・八郎潟町人口ビジョンこれの資料をよく見ますと、Uターンの関係を見ますと、帰ってきたいという人が4割おるんです。結婚に関していえば30歳の5割が独身者である。その人たちの6割以上が3年以内に結婚したい、そういう希望を出してるという結果が出ています。40歳以上の人については4割いるんですが、その人たちは結婚する希望を持っていない、その理由は、いわゆるここで生活しても所得が安定しないから結婚できない、そういうことが町の調査票で出てきています。

それに対して、これ調査したのは、結果として議会に出したのは3月ですけども、調査票出したのはかなり早い段階です。このような結果を見て、確か、この計画に沿ってやります、と町長言っておりますけれども、こういう実態がある中で、やはり何らかの手を早く打たないと段々減少していくという結果が出てきていると思っております。

私どもは何回も色んな町村の例を上げて、こういう政策をやって、こういう具合に成功しましたよ、というような実例もあげています。それについては、どのように考えていますか。

町長 畠山菊夫 町の事情によって人口が、立地条件、例えば近隣に大きな市があるとか、そういうことも勘案されますし、調査でここにいてもどうにもならないというものでも、そういう結果は出ていないと思っております。

5番 加藤千代美 それはちょっと資料見てもらいたいと思っております。もう一つは人口で、自分たちが働きに行ってる場所というのは、この調査票によれば、秋田市・潟上市・五城目・井川なんです。地元にはほとんどいないということが分かっています。これに対して何らかの手を打たないといけないと思うんです。

それともう一つ大きい問題は、所得です。10年間で1億づつ減少してるんです。資料見ますと。それに対して産業振興とか新しいアイデアを出さないが故に、そういう結果が出てきたんじゃないか。それについてはどう思いますか。

町長 畠山菊夫 それは実績みればそのとおりだと思います。商店街の衰退とかそういうのもあると思います。町外へ買い物へ行ってるとか、郊外型販売力が強くなったとか、そういうものもあると思います。

5番 加藤千代美 次に、産業振興についてお伺いします。私は農業政策について、色々提言・提案してきたつもりです。平成26年3月定例会で、町長に対して選挙に公約されたことが何%達成されたか、と質問したことに対して、70%とお答えになってます。その中で、農家と消費者がタイアップした生産・販売体制を作り上げ、ブランド米として八郎潟米を定着させ、お米の消費拡大、農業所得増大を図り、認定農業者100人、集落営農組織10団体と答えています。その後、この選挙公約は達成されたのでしょうか。

また農業の6次産業化は、どこまで進行しているのでしょうか。お願いいたします。

町長 畠山菊夫 平成26年度より、新たに農業夢プラン応援事業等に12分の1の嵩上げ、平成27年度より水田利活用支援対策事業交付金を実施し、大豆・枝豆の数量払い、野菜果樹の面積払いを行い、園芸作物の振興及び水田利活用の円滑な実施により経営の安定化を図るため実施して参りました。

特産品、特にマガモについては、マガモ生産組合の小野代表と連絡を密にして、どのような支援が必要か模索して参りたいと思っております。

商業振興につきましては、中小企業振興融資斡旋の限度額を、300万円引き上げ、1千万円とし、企業の安定、業界の振興発展を図るため実施しております。

また、中小企業振興融資制度の利用実績増に対応するため、今年度より預託金額を1千3百万円増の2千7百万円とし、企業の要望に対応すべく実施しております。

農業の質問をされましたけども、認定農家、集落営農、これは有力に取り組んでおりますけれども、認定農家の皆さんはだいぶ増えておりますけれども、集落営農は増えていないのが現状でございます。

5番 加藤千代美 最後の質問のところの6次産業化はどこまで進んでいるかについてはどうでしょう。

産業課長 加藤貞憲 ご質問にお答えいたします。6次産業化については、我が町の農業者を含めての6次産業化は進んでいない状況です。

5番 加藤千代美 企業誘致についてお伺いします。  
人口減少に歯止めをかけるためには、企業誘致による職場の確保等をうたっていますが、いま現在、町長が就任してから八郎潟町には何社の企業が誘致されたのでしょうか。また、誘致を受けるために町として町単独でどのような対策活動をしてきたのでしょうか。既に誘致されている企業に対して、町民がどれくらい勤務しているのか、参考までに新卒者はどのくらいいるのかお答え願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 企業誘致活動については、秋田県企業誘致推進協議会が主催するリッチセミナー、主に東京会場に毎年参加しプレゼンを行うなど、誘致活動に努めております。また起業される方々への支援を、総合戦略の施策の一つとして策定しております。  
誘致企業は、私が就任してから1社もきていないのが現状でございます。  
いま誘致企業に何人就業されているかについては、資料がないということでございます。

5番 加藤千代美 学校教育・社会教育についてお伺いいたします。  
学校教育についてお伺いいたします。最近町民の間で八郎潟中学校の難関校に対する進学率があまり好ましくないという声があります。これについては、実際どうなっているのでしょうか。また努力して頑張ったけれども、自分の第一希望に届かなかった生徒に対してどのようなアドバイスを行っているのでしょうか。これが1つであります。  
チャレンジデーも3回目となり、ようやく勝利を収めることができたことに対しては、非常に嬉しく思います。勝利を喜ぶわけではありませんが、これを機会に更に発展し昔の八郎潟のようにどこでもスポーツを楽しむ町民が増え、オリンピックを目指す子どもたちが増えることを願っておりますが、教育委員会としては今後どのような方向を町民に示し、今後指導していくのかお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 進学状況について、27年度末中学卒業在籍数48名中、国立1名、公立高等学校42名、私立高等学校5名の進学となっており、全員進学となっております。  
チャレンジデーの今までの実績について、26年は町民6,433名、参加人数2,001名、参加率31.1%で、対戦相手新得町は66.5%でした。初めての参加ということで努力はしましたが、全町民参加への周知徹底の仕方や段取りに若干甘さがあったと思っております。  
27年は、前年度の反省を生かし、町内会への周知徹底と各企業、各種団体へのお願いに力をいれました。町民6,324名、参加人数3,970名、参加率62.8%と健闘しましたが、対戦相手和泊町は63.3%で、わずかの差で惜敗しました。  
28年は、町民6,198名、参加人数4,552名、参加率73.4%で、対戦相手鷹栖町は63.3%でした。3年目にして勝利を得ることができました。取組は前年度と同じようをお願いしてきましたが、町民の人数が減っているのに参加者数が増えたこと、町内で働いている町外からの参加人数も増えたことが、参加率の向上につながったと思っております。

5番 加藤千代美 最後のところですが、その勝利して参加率が上がったと今後はどういう方向で導いていくのかお伺いします。

教育長 江島廣 チャレンジデーの今後ですけども、今年度相当数の%でございました。いずれにしても、本町の企業なり団体なり、新しい種目を開発していかないと、これ以上の参加率を望むということは非常に難しいかなと思っております。ただ、人口が減ってきてその分だけ参加率が上がってくる部分もありますし、町内の企業に勤めている町外の方々の参加、そして新しいものへの開発で、できればもう少しアップできればなと思いつながら、広報等にPRして町民に行き渡らせたいなと思っております。

5番 加藤千代美 以上です。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。  
次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人

4番 石井です。一般質問をさせていただきます。

町民の方々も町づくりに関心を持つ方が多いです。街中で「清人これはどうなってるんだ」とか、「こういう事をすれば良くないか」というお話しをしてくれる方も多いです。

そういうことを踏まえて、今日は2つの質問をしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いします。

まず質問の一つめは、ドクターヘリの更なる活用です。

ドクターヘリが秋田県に導入されてから4年余りになります。27年度は1月末の集計ですが全県で277回出動しています。湖東地区では10回出動しています。うち八郎潟町民が搬送されたのは5回あります。

素人考えではヘリで運ぶより救急車の方が早いだろうと考えがちですが、たしかに秋田厚生医療センター（旧名称は秋田組合病院です）だと救急車で20分ほどで到着します。それに対してドクターヘリだと要請から飛び立つまで5分、八郎潟町まで飛んでくるのに10分、戻るのに10分かかりますから、数字で見ると救急車の方が早い気がします。

しかしドクターヘリには、フライトドクターと呼ばれる医師と、フライトナースと言われる看護師が同乗してきます。着陸と同時に患者を観察し、必要であれば応急措置を施します。例えば体の中に血溜まりが多いと切開して血抜きを施します。そこが救急車に同乗する救急救命士との違いがあります。救急救命士は手術ができません。これが赤十字病院や秋田大学付属病院への搬送であれば、時間と救急処置の点でなおさらドクターヘリの効果は高いです。

もっともドクターヘリの要請は現場に駆け付けた救急隊員の判断になりますから、患者の希望でヘリにしてくれと言うことはできません。また町民の間ではドクターヘリはお金がかかると思っている方が多いですが、患者負担はありません。1回飛んでくると80万円位の経費がかかると言われています。それは燃料代とか操縦士の経費、ヘリの経費だろうと思いますが、しかし患者や町に負担してくれと言う話は聞きません。救急車と同じく無料で搬送するのだそうです。その経費はどこから出ているのかはわかりませんが。

このように迅速で医師の措置が早くしかも負担がないというドクターヘリのメリットを最大限生かしたいものです。

しかし要請しても必ず飛んでくると言うものでもないようです。一つは天候不良があります。一つは着陸場所の確保です。一つは積雪のため発着できないことです。天候不良は致し方ないとしてもあとの二つのため町民の救急ができないとなれば残念です。

そこで私の考えですが、発着場を八郎潟小学校の旧テニスコートにすればどうでしょうか。あるいは大道駐車場の空いている場所をつかえばどうでしょうか。資料によればヘリの発着場所にできるのは、たてよこ33m×33mのスペースがあること。進入角度は14度のこう配で2方向確保すること。着陸場所の周囲に15m以上の障害物がないことだそうです。

現在の発着場所は八郎潟小学校グラントとなっています。例えば小学校が授業の最中でグラウンドで体育とか行事をやっている場合、ヘリ発着のためその授業を中止してもらうように消防署から要請するそうです。また夏場であればヘリによって砂が飛ぶので消防ポンプを使って事前に散水するのだそうです。

湖東消防八郎潟分署にお話を伺ったら、去年の事例ですが、土曜日にドクターヘリの要請をしたらグラウンドで何かの練習試合をしていたそうです。それを中止してもらってヘリが降りたそうです。そういうことがたびたびあれば小学校にも迷惑がかかります。

また例えば町民体育祭の時などはテントが多くたっています。ヘリの風でテントが飛ぶので寄せてもらえば一番いいのですが、数が多くてたたむのは無理があります。そういう場合はヘリは来ないそうです。ですからいつでも来れるヘリ発着場を確保してはどうでしょうか。

八郎潟小学校の旧テニスコートは芝生ですから砂飛びはありません。Hのマーキングをすればいいだけです。大道駐車場も舗装の北側にスペースがありますから、砂利敷きしてHのマーキングをすればいいです。そうして冬期も除雪すれば発着は可能です。ドクターヘリポートを提案する町民がおりましたので今回の一般質問で提案いたしました。当局のご検討をお願いします。

それと平成20年頃だったかと思いますが、県警からの要請で県警ヘリ「やまどり」の発着場所は、うたせ館に指定されたような気がします。ドクターヘリ発着場が整備されれば「やまどり」も利用できると思います。

また熊本地震では道路が寸断されて緊急物資輸送ができなくなりました。消防防災へ

リ「なまはげ」も災害があれば物資搬入など利用できると思います。そのほか自衛隊のヘリも発着できると思います。災害対策としても有効だと思います。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

次に、二つめの質問に入ります。

災害でも1週間生き延びる自助の方策です。

日本は災害列島です。地震、津波、噴火、豪雨、土砂崩れ、河川の氾濫、毎年どこかで災害が発生します。

4月14日、熊本県で震度7の地震が発生しました。さらに二日後の4月16日、再び震度7の地震が発生しました。熊本県の避難者は18万人をこえました。自宅が壊れた人たちは住むところがないので避難所に退避します。自宅が壊れなくても地震のために停電が発生したり水道がでなくなると避難所に退避する方が出てきます。

東日本大震災のときは3月でしたので、まだストーブが必要な時期でした。しかし今のストーブは電気式なので、停電になるとストーブはつきません。そういうことで防災センターの避難所には11人ほど避難した記憶があります。

災害が発生し、着の身着のまま町民が避難所に殺到したらどのようなのでしょうか。八郎瀨町地域防災計画では避難所の運営について書かれていますが、これは理想であって熊本県のようになると実際にはたいへんなことだろうと想像します。例えば避難者一人あたり何平米のスペースを確保、という風にうたわれていますが、殺到するとそういうことも大変です。またプライバシー確保のために段ボールを敷くとか、色んな要望が出てきますから防災計画どおりは、なかなか難しいと思います。

避難者があふれると食料不足が深刻化します。スーパーやコンビニには殺到しますからすぐに売れ切れになります。製造所や配送センターの復旧が遅れると品切れは当分続きます。熊本県では物が届かないためコンビニやスーパーの多くが閉店になっているうえ、営業している店には客が殺到してすぐに品切れになるそうです。また道路が壊れると運送ができませんからおいそれと救援物資は届きません。災害が大きいと食料などの支援物資が充分に行きとどかないだけでなく、住民を収容しきれないところも出てきます。

またいずれ全国から支援物資が到着するのですが、届いた物資を避難所に配る人出が十分でなかったり、ニーズと合わないミスマッチが生じたりする混乱があると新聞では報じています。ボランティアを活用すれば良くないかと言うのですが、被災地では安全確保ができていないと受け入れはできません。災害が起きたからすぐボランティアが駆け付けて来ると言うのは妄想です。

対策本部を立上げて災害の全容を見極め、ライフラインを復旧させて水や食料が配給されるまでは時間がかかります。熊本県では避難所に水や食料が届かず高校のグラウンドにはSOSの文字が椅子で描かれたところもあります。

電気水道が止まっても、自分で1週間生き延びることができれば行政もずっと負担が少なくなります。災害が発生すれば八郎瀨町地域防災計画に基づいて行動することとなりますが、避難所の開設や水食料の配給、ライフラインの復旧は行政の務めとは言え、大変な労力と時間を要します。町民がすべて行政に依存するのではなく自分の命は自分で守るという自助の考えを町民に浸透させてほしいと思います。その結果万一地震、大規模停電、豪雨などが発生しても町民が1週間生き延びるノウハウを身につけていれば災害に対する不安は少なくなります。

1週間と言えば21食。保存の利く食料は缶詰とか乾パンでしょうか。トイレットペーパーは1個で間に合うでしょうか。タオル1枚と石鹸があれば体をふくことができます。2リットル入れペットボトルは7本あればいいでしょうか。下着数枚程度はかさばりません。懐中電灯は必携です。お薬手帳はコピーしておくといけません。小さなラジオがあれば情報がとれます。そのほか何が必要でしょうか。専門家のアドバイスをいただき機会を見て町民にお知らせすればいいです。

行政がりっぱな救援体制をとることも必要ですが、町民一人ひとりが1週間生き延びられる自助の町になることも大事なことです。この考えが町民に広がれば全国のお手本になるかも知れませんね。

最後に水道が止まっても、車のある人は給水車がこなくても自分で水汲みに行けます。町内や近隣で飲用になる水源を把握していれば教えてください。あくまでも自己責任での飲用ですけど。

以上、2項目の質問です。よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員にお答えいたします。

本町のドクターヘリの離発着地点は、小学校グラウンド及び旧高岡小学校グラウンド

で、防災ヘリについては、小学校グラウンド及びうたせ館駐車場となっております。

県内の離発着地点は、ヘリの運航上、迅速かつ安全性を確保するために学校グラウンドや運動公園など、広い土地を有する箇所が多いのが現状です。現在、本町のドクターヘリの離発着には、主に小学校グラウンドを使用しておりますが、主な学校行事等で、消防署が把握していれば旧高岡小学校グラウンドを使用することとしております。

石井議員の言われたように使用する際は、関係機関になるべくご迷惑をおかけしないよう配慮する必要がありますので、小学校と消防署が連絡を密にして、状況によっては、旧高岡小学校グラウンドを使用するなどの対応を講じたいと考えております。

なお、離発着地点については、条件が整えば変更が可能です。小学校旧テニスコートについては民家が隣接しており困難であると思いますが、大道駐車場北側の空き地については、当局としても適地と考えておりますので、関係機関と協議してまいります。

次に、災害、特に熊本県を震源に襲った直下型地震では、甚大な被害をもたらすとともに、流通が麻痺して避難所への物資が届かないなど、多くの方が不満を抱えながら避難生活を余儀なくされました。特に足りなかった物資は、「水」が圧倒的で次に食料となっております。

この度の地震では、物資はあるものの道路が寸断され流通経路が確保できないため、必要物資がなかなか届けられない事態となりました。先月、全県市町村、消防本部防災担当課長連絡会議が開催され、「熊本地震で課題として取り上げられた事項」で、仮に本県で、この規模の地震が発生した場合、避難所の運営などでどこまで対応できるのか、必要な物資を届けられるか、不安をかかえる意見が多くありました。その中で石井議員が述べられた各家庭での備蓄は、災害時に特に重要なこととなります。地域防災計画においても、災害発生時における各家庭での3日以上分の食料及び飲料水、その他必要な備蓄の推進について、また、町民の責務としては、「自らの命は自ら守る」ことを基本としており、県と連携した防災訓練、町内会単位での防災訓練、自主防災組合組織の研修会等で町民への意識高揚と啓発活動を推進してまいります。

なお、当面は、最低3日分の備蓄推進で啓発活動を実施し、長期間の備蓄については、今後の検討事項にいたします。

また、町内で地下水を飲料水として利用しているのは、把握しているのが26件となっております。

4番 石井清人

答弁ありがとうございました。

今日は、再質問ありません。ありがとうございました。

それですが、ちょっと私、質問書作りながらわからないのがあって、もしわかれば教えて欲しいんですけども、県警ヘリがあって、それからもう一つ防災ヘリがあります。どちらも秋田空港において操縦士の相互協力で、交互に協力しながら飛んでるんですけども、どちらも役所だからまず予算をおいてやってるんですけども、ドクターヘリは日赤が飛ばしてると言うんですけども、日赤は役所と違って収入経費というもので運営すると思うんですね。ヘリコプターを備えて操縦士を確保して機体のメンテナンス、それから燃料費、そういうものの経費が日赤さんでどのくらいかかってやってるか、そういうのご存じであれば教えて欲しいんですけども。

町民課長 一ノ関一人

その経費の総額までは、こちらの方で把握しておりませんが、実施主体であります、秋田赤十字病院の方で、国の方からの補助金を活用して運営していることとなっております。

4番 石井清人

どうもありがとうございました。これで終わります。

議長 三戸留吉

これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。

これより、各常任委員会を開いていただきます。

最終日10日は、午後3時より本会議を開きます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦労様でした。

(午後3時26分)



# 平成28年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第4日目 平成28年6月10日（金）

議長 三戸留吉 ご苦勞様です。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、議案第28号から議案32号までの5議案、並びに承認2件、陳情について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告（別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告（別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 三戸留吉 質疑がないので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 三戸留吉 質疑がないので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論、並びに採決を行います。  
日程第2、議案第28号 八郎潟町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第28号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第29号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第29号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第30号 平成28年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第31号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第32号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第32号について、委員長の報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、承認第1号 八郎潟町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は、承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、承認第1号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第8、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。承認第2号について、委員長の報告は、承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、承認第2号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第9、陳情について、討論・採決いたします。陳情受理番号第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。陳情受理番号第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、陳情受理番号第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたします。次に、陳情受理番号第6号 「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める」意見書提出の陳情書、について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。陳情受理番号第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、陳情受理番号第6号は委員長報告のとおり採択するこ

とに決定いたします。

議長 三戸留吉 ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時28分)  
(休憩)  
(午後3時29分再開)

議長 三戸留吉 それでは再開いたします。  
次に、委員会提出議案第5号から6号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。追加日程第1、委員会提出議案第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書について、を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義

委員会提出議案第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月10日提出 八郎潟町議会議長 三戸留吉殿

提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 日本は、OECD諸国にくらべて、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、学校をとりまく状況も複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な教職員定数改善が必要です。

さらに、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体においては、厳しい財政状況となっていることに対し、負担割合を2分の1に復元することを求めることから、意見書を提出するものです。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。

平成28年6月10日 提出者議員 金一義、賛成者議員 畠山金美、石井清人、加藤千代美、柳田裕平、近藤美喜雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、文部科学大臣 馳浩、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
本案について、討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。よって委員会提出議案第5号は、可決と決します。  
次に、追加日程第2、委員会提出議案第6号 「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める」意見書、についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義

委員会提出議案第6号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める意見書提出の陳情書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年6月10日提出 八郎潟町議会議長 三戸留吉殿

提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 国においてはすべての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化さ

れるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成にかかる国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう要望することから、意見書を提出するものです。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条により提出します。

平成28年6月10日 提出者議員 金一義、賛成者議員 畠山金美、石井清人、加藤千代美、柳田裕平、近藤美喜雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、厚生労働大臣 塩崎恭久です。

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
本案について、討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。よって委員会提出議案第6号は、可決と決します。  
次に、日程第10、報告第1号 平成27年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の62ページをご覧ください。  
報告第1号 平成27年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
平成27年度八郎潟町一般会計予算の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、社会資本整備総合交付金事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議長 三戸留吉 これより、日程第10、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。  
次に、日程第11、報告第2号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 資料64ページ  
報告第2号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の、秋田湾雄物川流域下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議長 三戸留吉 これより、日程第11、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。  
次に、日程第12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。  
配付資料のとおり議員を派遣することに、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。従って議員派遣については、配付資料のとおり派遣することに決定いたしました。  
今期、定例会に付議された事件は全て終了しました。これをもって、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

（閉会 午後3時35分）